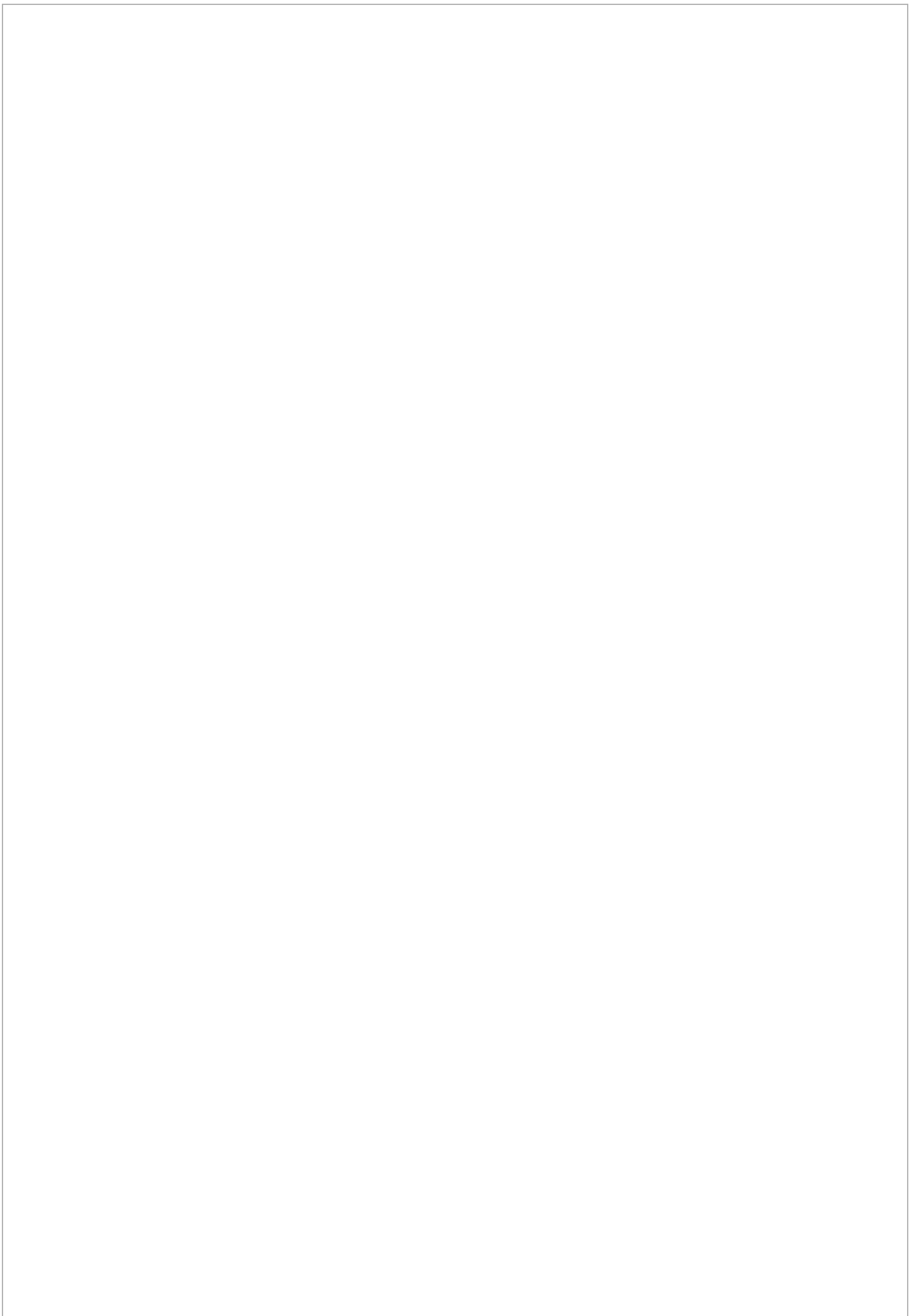


明石市障害福祉計画（第6期）
明石市障害児福祉計画（第2期）

最終案

令和3年3月
明石市



目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 明石市における障害福祉の展開	2
2. 計画策定の基本的事項	3
3. 本計画の位置づけ	5
4. 計画の推進体制	7
第2章 障害福祉計画(第5期)の総括	11
1. 数値目標の達成状況	12
2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の実施状況	19
3. 地域生活支援事業の実施状況	22
第3章 障害児福祉計画(第1期)の総括	29
1. 活動指標の達成状況	30
2. 児童福祉法に基づくサービス及び指定障害児相談支援の実施状況	32
第4章 各種調査結果	35
1. テーマごとの調査結果	36
第5章 障害福祉計画(第6期)	41
1. 計画の基本理念	42
2. 計画策定に係る国の基本指針	44
3. 数値目標の設定	46
4. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込み	53
5. 地域生活支援事業の見込み	60
第6章 障害児福祉計画(第2期)	71
1. 活動指標の設定	72
2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込み	74
第7章 地域共生の実現に向けた取組	79
1. 地域住民の活動との連携	80
2. 地域共生のまちづくりの推進	81
第8章 資料編	83
1. 障害者手帳所持者等の状況	84
2. 計画策定の経緯	86

(目次裏・白紙)

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 明石市における障害福祉の展開

2. 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

3. 本計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけと対象期間

(2) 市の関連分野の計画との関係

4. 計画の推進体制

(1) 地域とのネットワーク

(2) 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、後見支援センター

(3) 地域総合支援センター

(4) 障害者就労・生活支援センター

(5) 地域自立支援協議会

(6) 庁内の推進体制及び関係機関との連携

(7) 国・兵庫県等との連携

(8) 計画の進行管理

1. 明石市における障害福祉の展開

本市では、障害者施策の方向性を定める計画である第5次障害者計画を平成31年3月に策定し、基本理念として「誰もが地域で安心していきいきと暮らせる支えあいによる共生のまちづくりの実現」を掲げ、障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを進めてきました。また、平成30年3月には障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）を策定し、一人ひとりの暮らしを支えるための適切な障害福祉サービス提供体制の確保に取り組んできました。

これまでに、上で掲げた基本理念の実現に向けて、いくつかの条例を制定しました。一つは、「手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（以下「手話言語・障害者コミュニケーション条例」という。）」（平成27年4月施行）であり、手話等コミュニケーション手段の普及や利用促進、容易に利用できるようにするための環境整備など、障害のある人の情報利用やコミュニケーションを支援する取り組みを進めていくことが位置づけられています。二つめは、「明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例（以下「障害者配慮条例」という。）」（平成28年4月施行）であり、市内の事業者や団体に対し合理的配慮の提供を支援する公的助成制度の実施や、差別解消のための相談体制の強化、行政機関の職員や市民の障害理解の促進など、差別解消に向けた環境整備の取り組みが位置づけられています。

また、「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」（平成31年4月施行）では、障害のある人も含め、支援を必要とする罪に問われた人等の円滑な社会復帰の支援を実現するため、関係機関等の協力や市民の理解のもと、より安定的・継続的に更生支援の取組を推進することが位置づけられています。

本市は、平成30年4月より中核市に移行し、また、平成31年4月に明石こどもセンターを設置し、身体障害者手帳の交付や保健所の運営など、従来は兵庫県が行っていた事務の一部が移譲され、地域の実情に応じ、より迅速かつ適切な対応や福祉施策の実施が可能となりました。

令和元年11月には市制施行100周年記念事業として「ご当地グルメでまちおこしの祭典！B-1グランプリ in 明石」を障害のある人もない人もすべての人が楽しめるやさしい大会をコンセプトに開催し、本市のインクルーシブ施策を全国に向けて発信しました。

令和2年7月には、「SDGs未来安心都市」に兵庫県で初めて選定されました。「いつまでもすべての人に やさしいまちを みんなで」をスローガンに、すべての人が社会的な孤立や疎外を感じることなくいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らすことができる、やさしい共生社会の実現を目指します。

今後の取り組みとして、「（仮称）あかしインクルーシブ条例」の制定や「（仮称）あかしSDGs推進計画（第6次長期総合計画）」の策定を予定しています。どちらも、国連が2015年に採択した「持続可能な開発目標（SDGs）」における理念である「誰一人取り残さない」を、本市が進める「やさしいまちづくり」と重ね合わせ、市政全般にわたる取り組み指針として整備することを目指しています。

今後も、障害のある人もない人も一緒に暮らすことのできる共生のやさしいまちづくりの実現を目指して、多様な取り組みを進めていきます。

2. 計画策定の基本的事項

(1) 計画策定の背景と趣旨

①障害者総合支援法に基づく障害者施策

わが国の障害者施策は、障害のある人がその人格と個性を尊重され、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、様々な制度の整備が行われてきました。

平成 18 年度に施行された障害者自立支援法では、精神障害のある人も含めた障害福祉サービスの一元化や、地域生活への移行促進、就労支援の強化等が図られるとともに、都道府県及び市町村に対して障害福祉計画の策定が義務付けられ、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みが導入されました。

平成 25 年度には、障害者自立支援法は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）へと改正され、障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲の見直しや支援の拡充が行われるとともに、障害福祉計画についても定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた措置を講じることが規定されました。

②障害者総合支援法、児童福祉法に位置づけられた障害福祉計画、障害児福祉計画の策定

平成 30 年度には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、都道府県及び市町村は障害児福祉計画の作成が義務付けられ、障害児支援の提供体制を計画的に整備することとなりました。

本計画は、障害福祉に関する施策動向や社会情勢の変化といった全国的な潮流に加え、本市の障害者施策の取組の進展を踏まえて、障害福祉計画（第 5 期）・障害児福祉計画（第 1 期）で定めた目標値やサービス見込量の達成状況等を分析・評価するとともに、アンケート調査やヒアリング等を通じて障害のある人のニーズに即した現状の課題を把握・整理し、地域自立支援協議会等の場で検討を行い、令和 3 年度から令和 5 年度におけるサービスの供給量を適切に見込んだうえで、障害のある人が地域で安心して暮らしていける環境を計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

■障害者関連法整備の主な動き（障害者基本法改正以降）

年	主な動き
平成 23 年	8 月 「障害者基本法」の改正・施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	10 月 「障害者虐待防止法」の施行 ・通報義務、立入調査権を規定 等
平成 25 年	4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 4 月 「障害者優先調達推進法」の施行 ・障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等 9 月 「障害者基本計画（第 3 次）」策定 ・基本原則の見直し、障害者の自己決定の尊重を明記 等
平成 26 年	1 月 日本が「障害者権利条約」を批准 4 月 「障害者総合支援法」の改正・施行 ・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	4 月 「障害者差別解消法」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取組 等 4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 5 月 「成年後見制度利用促進法」の施行 ・利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等 8 月 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	3 月 「障害者基本計画（第 4 次）」策定 4 月 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」、「社会福祉法」の改正・施行 ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 6 月 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	4 月 「障害者雇用促進法」の改正・施行 ・「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等 6 月 「社会福祉法」の改正（令和 3 年 4 月 1 日施行） ・市町村の包括的な支援体制の構築の支援 等

3. 本計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけと対象期間

本計画は、平成 18 年 3 月の「明石市障害福祉計画（第 1 期）」の策定以降、3 年ごとに計画の見直しを行い、平成 30 年 3 月に「明石市障害福祉計画（第 5 期）・明石市障害児福祉計画（第 1 期）」を策定しました。

今回は、「明石市障害福祉計画(第 5 期)・明石市障害児福祉計画(第 1 期)」での実績や課題を踏まえ、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画期間として、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他本市が進める支援施策の方向性及び目標について定めたものです。

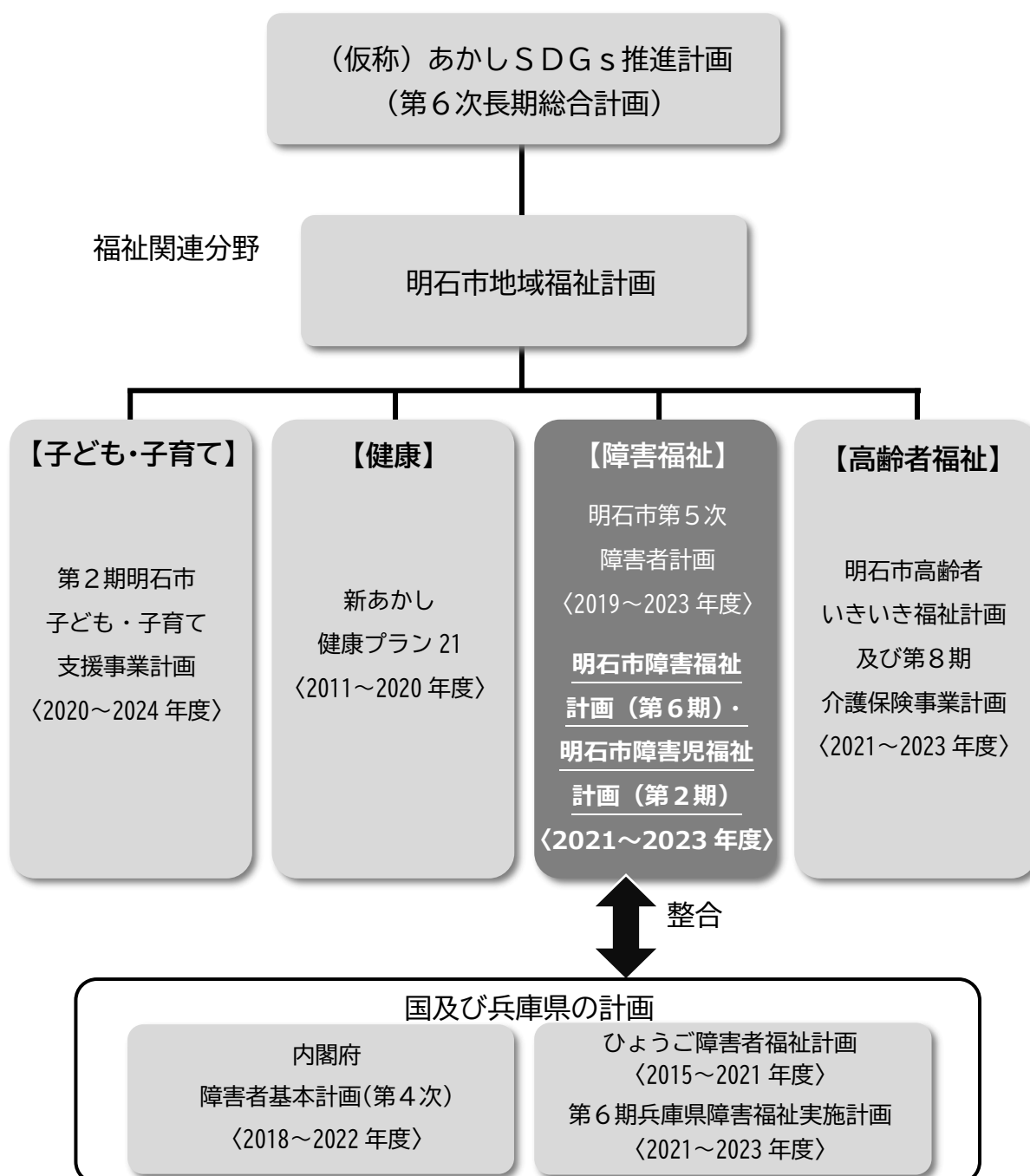
また、障害者基本法に基づき平成 31 年 3 月に策定した、障害者施策全般にかかる理念や基本的な方針を定める「明石市第 5 次障害者計画」との整合性を図りながら、本計画を推進します。

年度	障害者基本法	障害者総合支援法 児童福祉法
2018		明石市障害福祉計画（第 5 期） 明石市障害児福祉計画（第 1 期）
2019	明石市第 5 次障害者計画	計画の 推進
2020		サービス見込量の見直し
2021	計画の 推進	明石市障害福祉計画（第 6 期） 明石市障害児福祉計画（第 2 期）
2022		計画の 推進
2023	次期計画の策定	サービス見込量の見直し
2024	明石市第 6 次障害者計画	明石市障害福祉計画（第 7 期） 明石市障害児福祉計画（第 3 期）

(2) 市の関連分野の計画との関係

本計画は、「明石市長期総合計画」及び「明石市地域福祉計画」を上位計画とし、「第2期明石市子ども・子育て支援事業計画」「明石市高齢者いきいき福祉計画及び第8期介護保険事業計画」等の関連計画における障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとし、また、小中学校区を中心とする地域社会の取組や他の関連分野における施策との連携を図っていきます。

なお、「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、策定が1年延期されたところですが、今後のまちづくりの方向性である「SDGs未来安心都市明石～いつまでも、すべての人に、やさしいまちを、みんなで～」の考え方を踏まえ計画を推進します。



4. 計画の推進体制

(1) 地域とのネットワーク

障害のある人が住み慣れた場所で自分らしく暮らすことができるよう、障害福祉に関係するあらゆる人や組織・団体が繋がり合い、障害のある人を支えることのできる地域づくりを進めていくことが重要となります。

本市においても、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生児童委員や地域団体、障害者団体、サービス提供事業者、企業など、あらゆる分野の人や組織・団体との連携を図り、障害福祉を推進していきます。

(2) 基幹相談支援センター兼障害者虐待防止センター、後見支援センター

基幹相談支援センターは、障害者総合支援法において、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として位置づけられ、障害のある人やその家族からの総合的な相談、地域の相談支援事業者間の調整及び支援、障害のある人の権利擁護を行っています。

虐待対応の窓口として、障害者虐待を未然に防止し、障害者及び養護者への支援をより充実するため、障害者虐待防止センターを併設し運用を行っています。

また、認知症高齢者や知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人など、支援や援護を必要とする人が、住み慣れた地域で安全に安心して生活を続けるために、本人主体の観点から成年後見制度の利用支援等の権利擁護支援を行う後見支援センターを設置しています。

本市では、社会福祉協議会に委託し総合福祉センターで一体的に業務を行っています。

(3) 地域総合支援センター

地域とのネットワークをベースに、障害のある人や高齢者、子ども等生活上の困難を抱える状態にある市民に対して、地域住民による支え合いと公的支援とが連動し、包括的・総合的に支える支援体制の構築を目指すため、平成30年4月から、総合福祉センターを核拠点とし、社会福祉協議会による一体的な組織体制のもとで、市内6か所において「地域総合支援センター」の運用を行っています。

地域総合支援センターでは、保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職による障害のある人や高齢者、子ども等の総合的・包括的な相談支援、地域の支え合い体制の構築等、地域福祉の充実について一体的な取組を推進しています。

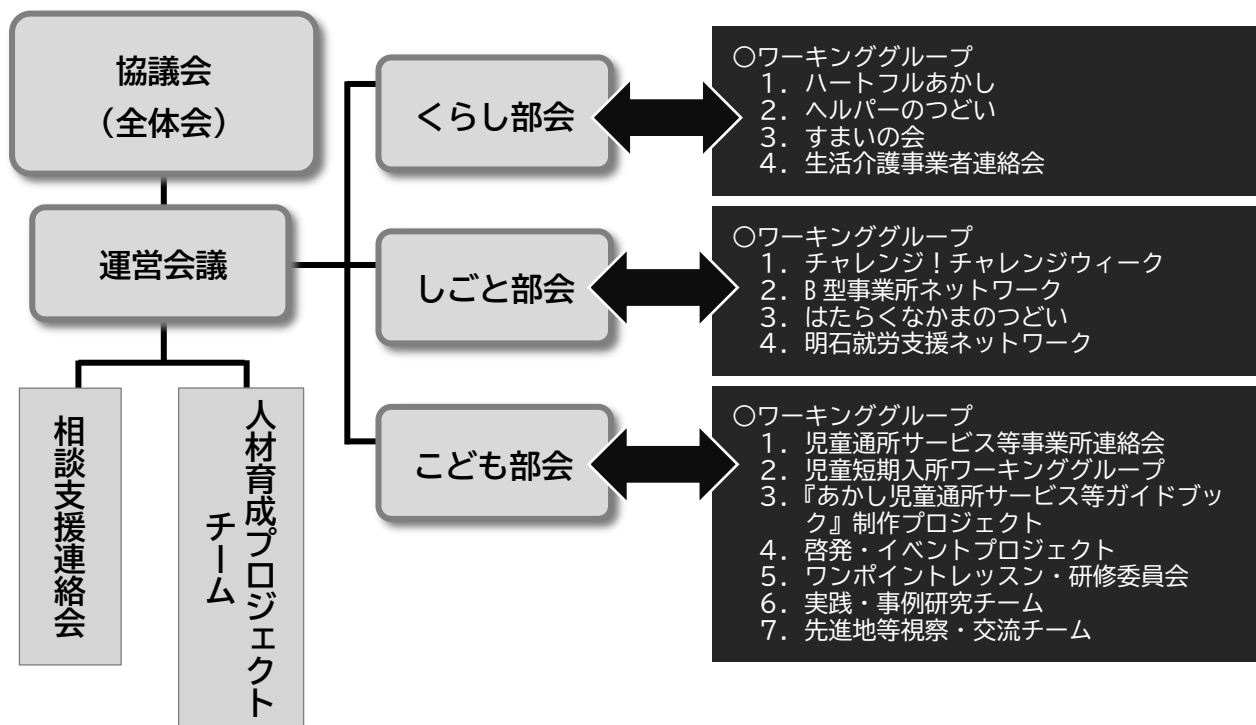
(4) 障害者就労・生活支援センター

明石市障害者就労・生活支援センターを設置し、障害のある人が、安心して働くことができる就労支援の充実を目指して、雇用、福祉、保健、教育等の関係機関等と連携し、一般就労・福祉就労を含めた就労支援、就労後のフォロー、職場定着のための生活支援等総合的な支援の提供を行っています。

(5) 地域自立支援協議会

本市においては、明石市障害者計画、明石市障害福祉計画の策定に関する審議及びこれらの計画に定める施策の進捗状況についての評価、並びに地域の関係機関の連携、ネットワーク化による支援体制の構築を目的として、平成 21 年度より、明石市地域自立支援協議会を開催しています。平成 26 年度には、協議会に「暮らし」「しごと」「こども」の3つの専門部会を設け、その傘下に組織された各種ワーキンググループに加え、相談支援のスキルアップ等を目的とした相談支援連絡会、障害福祉に携わる人材の確保と育成を進める人材育成プロジェクトチーム等の活動を通じ、地域総合支援センターとの連携を図りながら、今後も障害のある人の地域生活を支援する体制づくりに取り組めます。

■明石市地域自立支援協議会組織図



(6) 庁内の推進体制及び関係機関との連携

障害者福祉施策については、保健、医療、福祉、教育、こども、都市計画など全庁的な取組が必要なことから、本計画に基づく施策を推進するために、庁内関係部局相互の連携を図りながら総合的な施策の検討や計画的な実施に努めます。

一方で、個別分野における課題解決や施策の展開については、庁内関係部局相互の連携だけでなく、例えば、相談分野では基幹相談支援センターと、障害者虐待の分野では障害者虐待防止センターと、包括的・総合的に支える支援体制としては地域総合支援センターと、就労支援分野では明石市障害者就労・生活支援センターと、精神保健分野ではあかし保健所と、といったように、専門的ノウハウをもつ各機関とも連携を図り取り組めます。

また、明石市地域自立支援協議会や協議会の運営会議、部会とも課題共有を行い、その他関係機関からも意見をいただきながら取組を進めます。

(7) 国・兵庫県等との連携

国及び兵庫県との整合性を保ちながら適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、東播磨保健福祉圏域との連携強化に努めます。

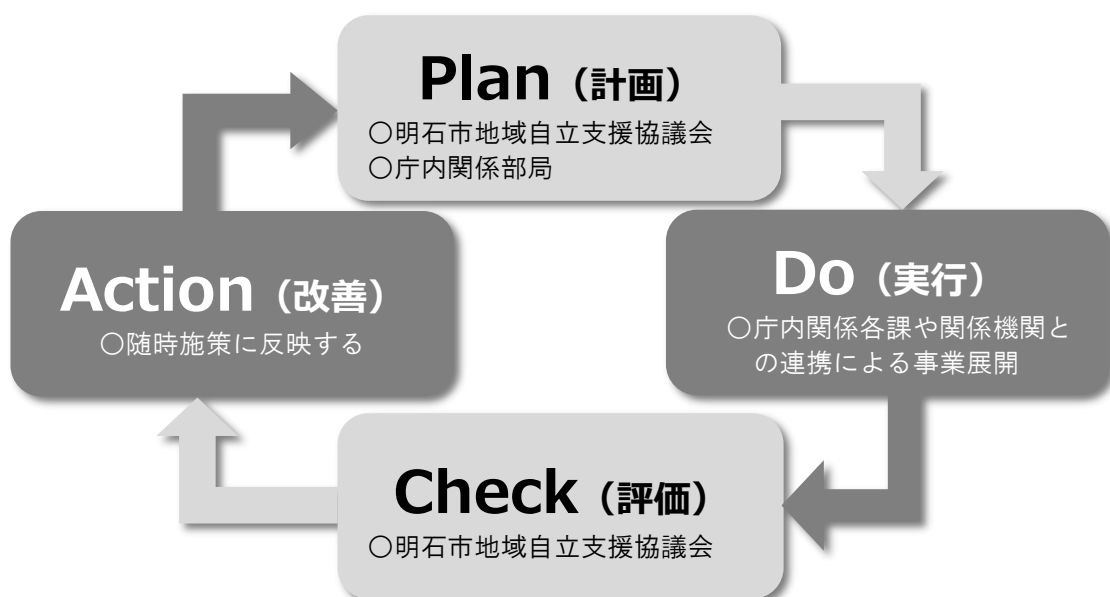
(8) 計画の進行管理

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、PDCAサイクルのプロセスとして、以下の内容が示されています。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じること
- 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について公表することが望ましいこと
- 活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、設定した見込量の達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいこと

これらのPDCAサイクルのプロセスを念頭に、計画の作成の段階において、国の基本指針に即しつつ地域の実情に応じて成果目標及び活動指標を設定するとともに、成果目標の達成に向けて必要となる活動指標についても整理しておくことが必要となります。

本市においては、所管課である障害福祉課において本計画の進捗状況の取りまとめを行うとともに、明石市地域自立支援協議会による評価・点検を行います。また、PDCAサイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、明石市地域自立支援協議会などに随時意見を聞きながら、各施策の実施状況などを点検します。



第 2 章 障害福祉計画(第 5 期)の総括

1. 数値目標の達成状況

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (4) 福祉施設等から一般就労への移行
- (5) 市で常時雇用する障害者数
- (6) 市の優先発注
- (7) 公営住宅を活用したグループホームの整備数

2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の実施状況

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 指定相談支援

3. 地域生活支援事業の実施状況

- (1) 必須事業
- (2) 任意事業

1. 数値目標の達成状況

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の地域生活への移行については、令和2年度末時点で22人の移行が見込まれ、基準値からの地域生活移行率は9.3%となり、第5期計画の目標値どおりの達成状況となる見込みです。

①地域生活移行者数（基準値：平成28年度末時点の施設入所者数 237人）

項目	数値（単位）	説明
《目標値》	22 人	令和2年度末時点におけるグループホーム等への地域生活移行予定者数
	9.3 %	基準値からの地域生活移行率（国指針：9.0%以上）
《達成状況》	22 人	令和2年度末時点での地域生活移行者見込数
	9.3 %	基準値からの地域生活移行率

施設入所者数については、令和2年度末時点で232人となる見込みであり、基準値である平成28年度末時点の237人より5名減少する見込みです。

②施設入所者数（基準値：平成28年度末時点の施設入所者数 237人）

項目	数値（単位）	説明
《目標値》	229 人	令和2年度末時点の施設入所者予定数
	-3.4 %	基準値からの増減率（国指針：2.0%以上削減）
《達成状況》	232 人	令和2年度末時点での施設入所者見込数
	-2.1 %	基準値からの増減率

(2) 地域生活支援拠点等の整備

本市における地域生活支援拠点等の整備については、国が整備手法の例として提示する多機能拠点整備型と面的整備型の両面から検討を行い、既存の施設の機能を活用する面的整備型の整備手法を中心に拠点等の整備を進める方向づけを行いました。

第5期の計画期間では、基幹相談支援センターにおける相談業務など現在行っている業務を地域生活支援拠点等として位置付けを行いました。

拠点等整備に掲げられている5つの機能については、市の施設である基幹相談支援センターが中心となっている機能がある一方、民間の事業者が主な担い手となっている機能があることから、今後も、それぞれの施設の協力により拠点等の整備を進めていきます。

(地域生活支援拠点等の5つの機能：相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)

■地域生活支援拠点等の整備状況

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	1 か所	令和2年度末時点における地域生活支援拠点等の整備予定数 (国指針：1か所以上)
《達成状況》	1 か所	令和2年度末時点

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

①関係機関等との協議と連携の強化

平成30年4月の中核市移行に伴い、本市において保健所を設置したことから、保健所が精神保健の中心となり、精神障害のある人への切れ目のない支援に取り組みました。

また、精神科病院からの早期退院を促進するために、病院との情報共有、入院中から在宅生活の環境を整えるための保健、医療、福祉関係者による個別支援協議の場を設定しました。

加えて、ピアサポート活動においては、当事者団体と連携し活動を行いました。

②入院中の精神障害のある人の実態把握の取組

精神科病院の協力を得て、長期入院中の人々が地域移行を行うにあたっての課題等の整理を行い、どのような支援が必要かつ有効か、個別ケースにおける実態の把握に取り組みました。

③地域における住まいの確保の支援

地域における住まいの確保のため、新たに指定を受けたグループホームや新規開設補助金を利用

したグループホームに対し、空き状況の聞き取り等を行い、開設事業者の協力のもと病院関係者に情報提供し、入居の支援を行いました。

④ピアサポート活動の支援

精神障害のある人のエンパワメント（自信の回復と生活への意欲の醸成）をサポートし、ピアサポート活動を支援するため、精神科病院に入院中の精神障害のある人を対象とした退院意欲を喚起する会において「語り部ピア」の活動の場を設定しました。この取組は、入院中の精神障害のある人への支援に加え、ピアサポーター自身がピアサポートを行うことを通じ病識への理解と自信回復につながることを目的として、当事者団体の活動として実施しました。

⑤精神障害者の就労支援

精神障害者の就労支援については、明石市障害者就労・生活支援センターなどにおいて当事者の意向を尊重しながら本人が希望する就労に向けた支援を行いました。

また、精神障害のある人が生きがいを持ちながら地域で働き暮らしていくことができるよう、明石市地域自立支援協議会のしごと部会と連携し、就労に向けた取組として、短期の職場体験（チャレンジウィーク）を実施しました。

(4) 福祉施設等から一般就労への移行

①福祉施設等から一般就労への移行状況

令和2年度末時点で、一般就労への移行者数は、47人の実績となる見込みであり、目標値を上回っています。

(基準値:平成28年度中に福祉施設等を退所し、一般就労に移行した者の数 22人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	38 人	令和2年度中に福祉施設等を退所し、一般就労へ移行する者の予定数
	1.7 倍	基準値の1.5倍以上 (国指針:1.5倍以上)
《達成状況》	47 人	令和2年度末時点での一般就労移行者見込数
	2.1 倍	基準値の2.1倍

②就労移行支援事業所の利用者数

令和2年度末時点で、就労移行支援事業所の利用者数は、目標値70人、増減率の目標値32.1%に対して、達成状況は目標値と同じとなる見込みです。

(基準値:平成28年度最終月における月間利用者数 53人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	70 人	令和2年度最終月における月間利用予定者数
	+32.1 %	基準値からの増減率 (国指針:20.0%以上増加)
《達成状況》	70 人	令和2年度末時点での利用者見込数
	+32.1 %	基準値からの増減率

③就労移行率3割以上の事業所数

令和2年度末時点の「就労移行率3割以上の事業所数」は、目標値の5か所、移行支援事業所全体の56.0%に対して、達成状況は3か所、33.3%の実績となる見込みです。

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	5 か所	令和2年度末時点における 就労移行率3割以上の事業所予定数
	56.0 %	9事業所中5か所 (国指針: 50.0%以上)
《達成状況》	3 か所	令和2年度末時点での 就労移行率3割以上の事業所数の見込数
	33.0 %	9事業所中3か所

④就労定着支援1年後の就労定着率

就労定着支援による支援開始1年後の就労定着率について、第5期計画期間中の実績は、令和元年度、2年度ともに100%となっています。なお、平成30年度は、実施初年度であったため目標値及び実績値はありません。

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
《目標値》	%	—	80%	80%
《達成状況》		—	100%	100%

(5) 市で常時雇用する障害者数

第5期計画では、一般就労への移行促進に向けた行政による率優先的取組として、市で常時雇用する障害者数を設定しています。

令和2年6月1日時点で、本市で常時雇用する障害者数（正規職員・非正規職員及びキャリアアップ事業による臨時職員）は74人、雇用率2.52%の実績となっています。

なお、障害者雇用率の計算方法として、重度身体障害者又は重度知的障害者である労働者は、1人を2人としてカウントすることとされています。

■市で常時雇用する障害者数の状況

項目	数値（単位）	説明
《目標値》	50 人	令和2年度における雇用予定の障害者数
《達成状況》	74 人	令和2年6月1日時点 重度障害者22人、その他30人
	2.52 %	雇用率

(6) 市の優先発注

令和2年度末時点での市の優先発注予定額は6件で、1,325万円となる見込みとなっています。

■市の優先発注の状況

項目	数値（単位）	説明
《取組目標》	7 件	令和2年度における市の優先発注予定額
	1,318 万円	
《達成状況》	6 件	令和2年度における市の優先発注見込額
	1,325 万円	

(7) 公営住宅を活用したグループホームの整備数

令和2年度末時点での市営住宅を活用したグループホームの整備数は、第4期計画期間中に整備した1か所、6人分です。

第5期計画期間中における整備数は0の見込みですが、引き続き整備の推進に努めます。

■公営住宅を活用したグループホームの整備状況

項目	数値 (単位)	説明
《取組目標》	6 人分	令和2年度末時点における 市営住宅を活用したグループホームの整備予定数
	1 か所	
《達成状況》	0 人分	令和2年度末時点での整備予定数
	0 か所	

2. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の実施状況

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスの利用実績は、各サービスともに各年度を通じて概ね増加傾向で推移しています。

※令和2年度の実績については、この項目以降の項目にも、新型コロナウイルス感染拡大の影響により数値が減少している項目があります。

■訪問系サービスの利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
訪問系サービス	人分/月	641	634	681	672	657	709
	時間分/月	13,834	14,742	14,215	15,524	13,321	16,376
居宅介護	人分/月	520	510	560	540	550	570
	時間分/月	8,773	9,550	9,232	10,100	8,970	10,700
重度訪問介護	人分/月	32	37	29	39	26	41
	時間分/月	3,284	3,370	3,141	3,500	2,921	3,650
同行援護	人分/月	88	85	90	90	80	95
	時間分/月	1,761	1,800	1,808	1,900	1,407	2,000
行動援護	人分/月	1	2	2	3	1	3
	時間分/月	16	22	34	24	23	26
重度障害者等包括支援	人分/月	0	0	0	0	0	0
	時間分/月	0	0	0	0	0	0

※ 令和2年度の実績は見込み

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用実績は、各年度を通じて概ね増加傾向で推移しています。

■日中活動系サービスの利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
生活介護	人分/月	563	635	570	685	591	740
	人日分/月	10,969	13,000	11,159	14,000	11,577	15,000
自立訓練 (機能訓練)	人分/月	16	7	17	8	9	9
	人日分/月	257	100	260	110	123	120
自立訓練 (生活訓練)	人分/月	15	15	18	18	17	21
	人日分/月	269	210	306	250	297	300
就労移行支援	人分/月	84	87	87	100	87	115
	人日分/月	1,408	1,500	1,472	1,700	1,507	1,955
就労継続支援 A型	人分/月	172	175	181	190	179	210
	人日分/月	3,396	3,600	3,582	3,950	3,551	4,350
就労継続支援 B型	人分/月	803	800	873	870	927	950
	人日分/月	13,106	13,000	14,325	14,000	15,391	15,000
就労定着支援	人分/月	6	10	27	20	30	30
療養介護	人分/月	21	21	22	22	21	23
短期入所 (福祉型)	人分/月	127	170	136	185	98	200
	人日分/月	634	900	644	980	537	1,060
短期入所 (医療型)	人分/月	5	6	7	7	8	8
	人日分/月	22	19	20	20	22	22

※ 令和2年度の実績は見込み

※ 「人日分」は、「月間の利用者数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

(3) 居住系サービス

共同生活援助（グループホーム）の利用実績は、各年度を通じて増加傾向で推移しています。
施設入所支援の利用実績は、減少傾向で推移しています。

■居住系サービスの利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
共同生活援助	人分/月	143	145	156	160	173	170
施設入所支援	人分/月	251	234	249	233	241	232
自立生活援助	人分/月	0	3	0	5	0	7

※ 令和 2 年度の実績は見込み

(4) 指定相談支援

指定相談支援の利用実績は、「計画相談支援（サービス等利用計画作成）」が増加しています。

■指定相談支援の利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
計画相談支援	人分/月	444	460	573	530	600	600
地域移行支援	人分/月	0	10	1	15	2	20
地域定着支援	人分/月	0	4	0	5	2	6

※ 令和 2 年度の実績は見込み

3. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけを行っています。

具体的取組としては、手話体験教室やバリアフリー教室の実施や、あかしユニバーサル交流会などの障害のある人に対する理解を深めるイベントの開催、障害のある人の創作活動・アート作品の発表の場としてのアートシップの開催、ユニバーサルフットボール大会など障害のある人のスポーツ大会の開催といった取組を実施しています。

実施にあたっては、障害のある人の福祉、教育、保健、医療、就労に関わる明石市内の団体で構成する明石障がい者地域生活ケアネットワークと連携し、障害当事者等の企画、運営で取組を実施しています。

■理解促進研修・啓発事業の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域の住民等が主体となり、自発的に行う活動や取組を支援しています。

具体的取組としては、明石障がい者地域生活ケアネットワークと連携し、地域や地元商店街等で行われる夏まつり等のイベントに参加するなど、障害のある人が地域の住民等との関わりの中で行う活動の支援を実施しています。

■自発的活動支援事業の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

③相談支援事業

平成 24 年 10 月以降、「障害者相談支援事業」、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の実施主体は、明石市基幹相談支援センターの 1 か所となっています。

■相談支援事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等機能強化事業	か所	1	1	1	1	1	1

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、明石市後見支援センターが設置され、制度の周知が進んだことから、年々利用が増えています。

■成年後見制度利用支援事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
成年後見制度利用支援事業	人分/年	18	16	25	18	27	20

※ 令和 2 年度の実績は見込み

⑤成年後見制度法人後見支援事業

平成 27 年 4 月に明石市後見支援センターを開設し、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる体制を整備するとともに、市民後見人、地域福祉及び権利擁護に携わる支援の担い手の発掘・養成を行うための研修を実施するなど、地域の後見活動・権利擁護の向上や支援体制の充実に取り組んでいます。

■成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

意思疎通支援事業の利用実績は、各年度を通じて概ね同水準の数値となっています。
(手話通訳者設置事業の件数には、コーディネート(事務手続き)件数を含む。)

■意思疎通支援事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
意思疎通支援事業	件/年	6,639	6,380	6,780	7,100	7,348	7,840
手話通訳者 設置事業	件/年	5,344	5,000	5,594	5,500	6,048	6,000
手話通訳者 派遣事業	件/年	916	1,200	802	1,400	910	1,600
要約筆記者 派遣事業	件/年	379	180	384	200	390	240

※ 令和 2 年度の実績は見込み

⑦日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の給付実績は、概ね横ばいで推移しています。
排泄管理支援用具の給付実績が増加しています。

■日常生活用具給付等事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
介護・訓練支援用具	件/年	23	20	35	20	20	20
自立生活支援用具	件/年	61	90	80	90	90	90
在宅療養等支援用具	件/年	82	60	52	60	60	60
情報・意思疎通支援用具	件/年	111	110	87	110	160	110
排泄管理支援用具	件/年	6,120	5,900	6,334	6,050	6,400	6,200
居宅生活動作補助用具	件/年	4	10	9	10	10	10

※ 令和2年度の実績は見込み

- 介護・訓練支援用具 …特殊寝台（訓練用ベッド）、特殊マット、特殊尿器 など
- 自立生活支援用具 …入浴補助用具、便器、頭部保護帽、T字状・棒状の杖 など
- 在宅療養等支援用具 …透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器 など
- 情報・意思疎通支援用具…携帯用会話補助装置、点字ディスプレイ、点字器 など
- 排泄管理支援用具 …蓄尿袋、蓄便袋、紙おむつ等、収尿器
- 居宅生活動作補助用具 …手すりの取り付けや段差の解消など、居宅での生活を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

⑧手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害のある人との交流活動の促進の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修に取り組み、聴覚障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

養成実績は、平成30年度、令和元年度は計画値を上回っていますが、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため養成研修の実施を見送りました。

■手話奉仕員養成研修事業の実施状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了見込者数	人分/年	39	23	35	26	—	30

⑨移動支援事業

移動支援事業の利用実績は、利用者数・利用時間数ともに増加傾向でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり減少しています。

■移動支援事業の実施状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
移動支援事業	人分/年	479	535	504	570	480	600
	時間分/年	54,956	53,500	61,707	57,000	52,932	60,000

※ 令和2年度の実績は見込み

⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターの利用実績は、見込数に応じた利用となっています。

■地域活動支援センターの実施状況

		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
地域活動支援センター	か所	14	14	14	14	14	14
	人分/年	426	360	346	360	360	360

※ 令和2年度の実績は見込み

(2) 任意事業

⑪日中一時支援事業（日帰りショートステイ、タイムケア）

日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの利用増加に伴い、利用は減少傾向にあります。

■日中一時支援事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
日中一時支援事業	人分/年	3,900	3,800	3,000	3,600	2,600	3,400

※ 令和 2 年度の実績は見込み

⑫社会参加促進事業

社会参加促進事業は、概ね各年度の見込数に沿った利用実績となっています。

■社会参加促進事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	回/年	2	2	2	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	回/年	24	24	24	24	24	24
奉仕員養成・研修事業	講座/年	5	5	5	5	5	5
自動車運転免許取得・改造助成事業	人分/年	14	20	10	20	25	20

※ 令和 2 年度の実績は見込み

⑬訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業については、事業所数は概ね見込数に沿う実績値となっている一方、利用実績は見込数を大きく上回っています。

■訪問入浴サービス事業の実施状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
訪問入浴 サービス事業	か所	7	7	8	7	7	8
	回/年	550	435	740	450	840	470

※ 令和 2 年度の実績は見込み

⑭更生訓練費

更生訓練費は、計画値を上回る利用実績となっています。

■更生訓練費の給付状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
更生訓練費	人分/年	14	12	27	15	30	20

※ 令和 2 年度の実績は見込み

第 3 章 障害児福祉計画(第 1 期)の総括

1. 活動指標の達成状況

- (1) 教育と福祉の協議の場の設置
- (2) 障害児の相談窓口の設置
- (3) 医療的ケアを必要とする障害児の支援

2. 児童福祉法に基づくサービス 及び指定障害児相談支援の実施状況

1. 活動指標の達成状況

(1) 教育と福祉の協議の場の設置

保育所等の訪問支援を実施する際に、事業所と学校現場の連携が十分に図れていない現実があることから、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障害児支援を有効的かつ総合的に行うために取り組んでいきます。

■教育と福祉の協議の場の設置状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
教育と福祉の協議の場の設置	実施	実施	実施

(2) 障害児の相談窓口の設置

障害児を支援する機関は、保健、医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及びますが、障害児（の家族）からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口を設置し、将来の障害児支援の地域包括ケアシステムの中核的役割を果たしていくことができるよう取り組んでいきます。

■障害児の相談窓口の設置状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
障害児の相談窓口の設置	実施	実施	実施

(3) 医療的ケアを必要とする障害児の支援

効果的な支援を行うため、実態把握として、保育所や学校、医療型児童発達支援センター等と連携し、市内における医療的ケアが必要な児童への調査を実施しました。

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場として、医療的ケア児支援連絡会を設置し、年1回開催し現状についての意見交換を行い、連携を図っています。具体的取り組みとしては、訪問看護ステーションの管理者と意見交換を実施するなど、看護師の派遣のための検討を行いました。

また、事業所を対象とした研修会として、兵庫県が実施する介護職員等による痰吸引等の研修や医療的ケア児等コーディネーター養成研修に、市内の相談支援事業所等の相談員の参加を促し、コーディネーターの養成を図りました。

今後は、医療的ケア児支援連絡会等において、具体的な支援内容の検討を重ねるとともに、支援に関わる人への研修会の開催や啓発のためのフォーラム等を実施するなど、ニーズに対応できるよう取り組んでいきます。

医療的ケア児支援連絡会の構成

(外部機関)

明石市医師会訪問看護ステーション、明石市基幹相談支援センター、
地域自立支援協議会こども部会

(市内関係機関)

学校教育課、明石養護学校、あかし保健所健康推進課、こども健康課、
発達支援課(ゆりかご園、あおぞら園)、こども育成室運営担当、明石市立保育所長会

2. 児童福祉法に基づくサービス及び指定障害児相談支援の実施状況

①障害児通所支援

障害児通所支援については、居宅訪問型児童発達支援を除くサービスが、概ね計画値を上回る状況となっています。

居宅訪問型児童発達支援については、令和3年2月時点で市内において指定を受けている事業所がありません。今後事業所の確保に努めます。

■障害児通所支援の利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
児童発達支援	人分/月	274	240	331	250	367	260
	人日分/月	2,562	2,300	2,966	2,400	3,523	2,500
医療型 児童発達支援	人分/月	25	25	31	27	26	30
	人日分/月	171	168	191	170	147	172
放課後等 デイサービス	人分/月	241	570	749	585	794	600
	人日分/月	7,368	6,700	8,403	7,000	9,731	7,300
保育所等 訪問支援	人分/月	10	12	25	13	23	14
	人日分/月	12	16	30	19	28	22
居宅訪問型 児童発達支援	人分/月	0	2	0	3	0	4
	人日分/月	0	10	0	15	0	20

※ 令和2年度の実績は見込み

※ 「人日分」は、「月間の利用者数」×「一人一月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

②指定障害児相談支援

指定障害児相談支援の実績については、計画値を上回る状況となっています。

■指定障害児相談支援の利用状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
指定障害児 相談支援	人分/月	169	150	234	155	284	160

※ 令和2年度の実績は見込み

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、計画値を満たしているものの、コーディネーターの継続的な配置ができるよう取組を進めます。

■コーディネーターの配置状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
コーディネーターの配置	人分/年	0	0	2	0	1	1

④児童発達支援センターの設置

国の基本指針では、児童発達支援センターについて1か所以上設置することが求められていますが、本市では2つの児童発達支援センターを設置しています。

あおぞら園・きらきは、就学前の知的障害のある児童が通園する児童発達支援センターとして、保護者が共に通園する児童発達支援事業による療育支援を行っています。

ゆりかご園は、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターとして、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活支援、相談支援などの療育支援を行っています。また、卒・退園された学齢期以降の方に対しても、必要に応じて機能訓練や生活支援を行っています。

■児童発達支援センターの設置状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
児童発達支援センターの設置	か所	2	2	2	2	2	2

⑤保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

保育所等での障害児の受入れ状況等の把握に努め、庁内関係部局と連携するとともに、地域自立支援協議会のこども部会と協力し、訪問支援を利用できる体制を構築しています。

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	実施	実施

⑥主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置

国の基本指針に基づき、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保しています。

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置状況

		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
		実績	計画値	実績	計画値	実績	計画値
児童発達支援事業所の整備	か所	0	0	0	0	1	1
放課後等デイサービスの整備	か所	0	0	0	0	2	1

第4章 各種調査結果

1. テーマごとの調査結果

- (1) 地域生活への移行
- (2) 就労支援の推進
- (3) 理解促進
- (4) サービス提供における課題

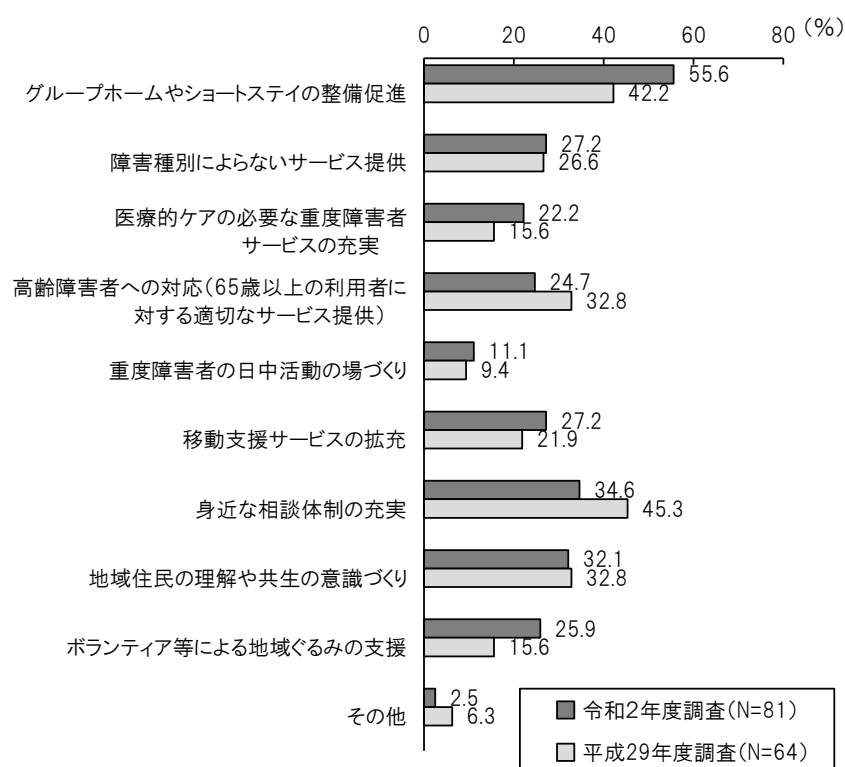
1. テーマごとの調査結果

(1) 地域生活への移行

地域移行や地域定着のために必要な取組について、前回計画策定時の調査結果と比較すると、「グループホームやショートステイの整備促進」が10ポイント以上上昇しています。団体対象調査でも、重度障害や精神障害など、様々な障害の種類に対応できるグループホームの整備を求める意見がみられます。

今後も引き続き、地域移行の受け皿としてグループホームなどの整備を進めるとともに、地域移行後も本人をサポートできる仕組みを強化していくことが重要となります。

■地域移行や地域生活継続（地域定着）のために必要な取組



■団体対象調査結果より（関連する意見を抜粋し、要約で掲載）

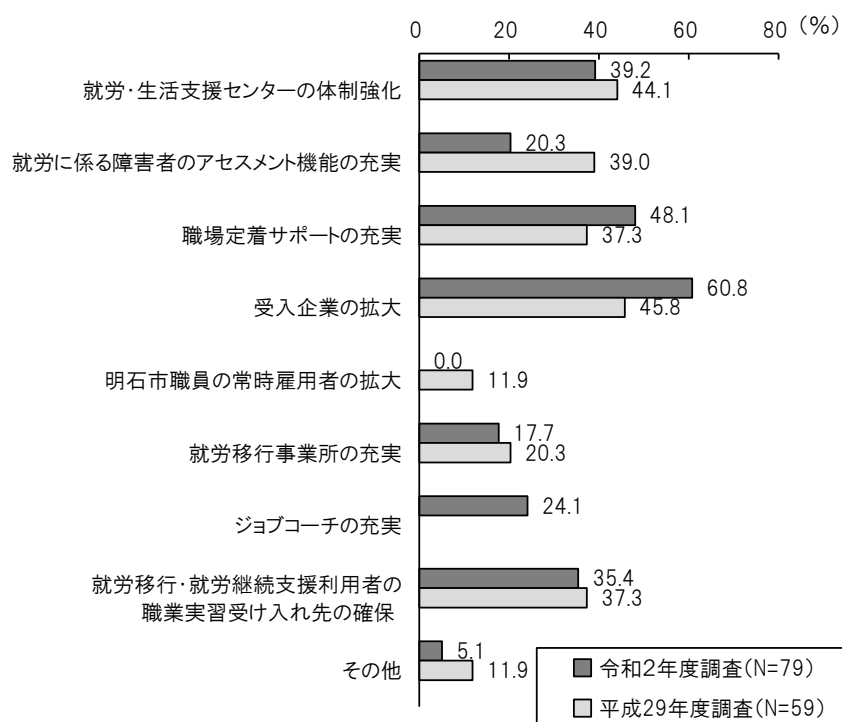
- ▼精神障害者の退院後の地域生活拠点としてのグループホームが十分にあるのかが気になる。親亡き後の終の棲家としてではなく、ステップアップのための一時的住居としてのグループホームの開設が求められる。
- ▼重度障害者がグループホームで生活ができる体制が必要である。
- ▼計画の中で共生のまちづくりの実現をうたっているものの、実際に街中で障害者を見かけることは未だ少ない。障害福祉計画に基づき地域移行を進めているが、移行するだけでは居場所が変わっただけにすぎない。共生社会を現実的に実現するには、移行してからが大事であり、そのためには事業所努力に委ねた地域交流ではなく、行政が主導しつつ、障害福祉関係者だけでなく様々な分野の方々とともに包括的なプランを模索していくことが大事になると思われる。

(2) 就労支援の推進

就労支援を進めるために必要な取組について、前回計画策定時の調査結果と比較すると、「職場定着サポートの充実」「受入企業の拡大」が10ポイント以上上昇しています。団体対象調査でも、就労定着支援の更なる充実が重要という意見がいくつか見られます。

障害のある人が自分の能力を活かして働き続けられるよう、障害に理解のある企業を増やしていくことや、定着のためのフォローアップ体制の充実が求められます。

■就労支援を進めるために必要な取組



※選択肢「ジョブコーチの充実」は令和2年度調査のみの選択肢

■団体対象調査結果より（関連する意見を抜粋し、要約で掲載）

- ▼計画相談における個人特性を十分考慮した内容ときめ細かいアフターフォロー、就労定着支援での就労後の継続的な支援が必要である。
- ▼本人ではなく、保護者の意向を汲み取った結果として、就労継続支援B型事業の利用に係るアセスメントが形骸化しており、就労可能な障害児が福祉事業所を選択するというような弊害も出てきている。
- ▼就労支援の現場において、障害者雇用率が上昇し、働き方の多様化が認められるようになってきている。そのため、企業側は重度障害者であっても雇用するケース、重度障害者であっても就労を希望するケースが増加している。

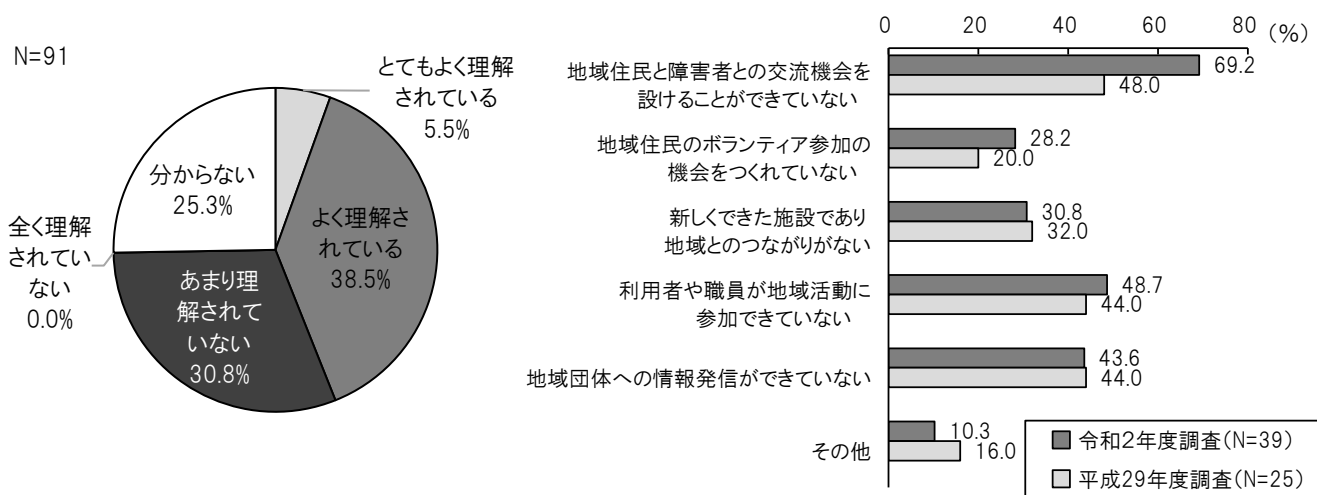
(3) 理解促進

事業所対象調査では、事業所の活動や障害者に対する理解について、あまり理解されていないと感じる回答者が3割程度となっています。理解されていない理由について、前回計画策定時の調査結果と比較すると、「地域住民と障害者との交流機会を設けることができていない」が20ポイント以上上昇しています。また、団体対象調査結果でも、地域との交流機会を設けることが難しいという意見がいくつかみられます。

障害のある人の地域移行のための土壌づくりとして、直接の交流機会を設けるなど、地域に対する理解促進を一層注力していく必要があります。

■事業所の活動や障害者に対する地域住民の理解（左グラフ、単数回答）

■理解されていない理由（右グラフ、複数回答）



■団体対象調査結果より（関連する意見を抜粋し、要約で掲載）

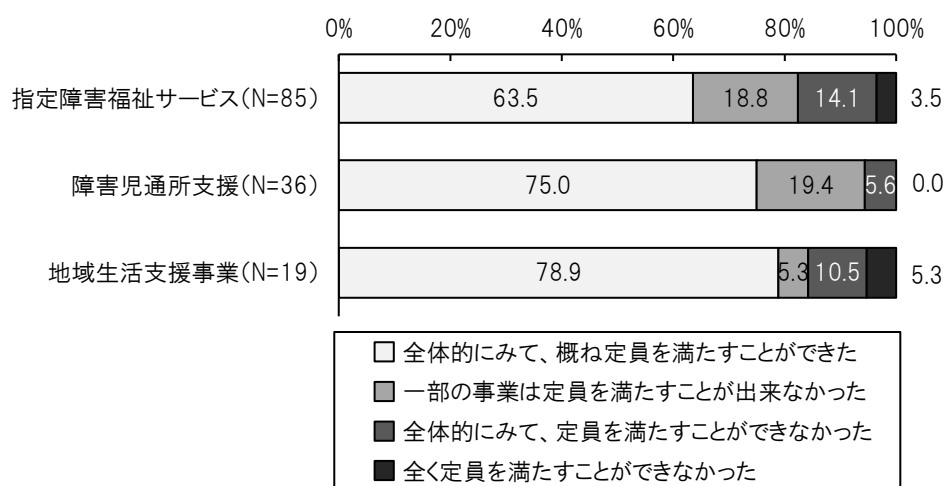
- ▼重度障害者の施設は、どこまで地域住民との交流ができるかわからない。地域と関わるために自治会に入ったり、自治活動に参加したりするなど、まずは事業所の存在を理解してもらうことから始める必要があると考える。
- ▼様々な取り組みをしても、結局は関係機関のみとの交流となってしまうことが多いため、地域と交流できる場の創設や効果的な周知手法を検討して実施していくなど、まずは知っていただかないことには理解も深まらないと考える。
- ▼地域の人々が事業所に対する理解を深めることができるよう、市の広報紙に情報を掲載する、社会福祉協議会等と共同して研修・相談会等を実施することが必要である。
- ▼小学校における障害福祉の理解の取組や地域総合支援センターの設置、ユニバーサルデザインの活動、障害福祉の普及啓発の取組などを進められているなかで、事業所の活動と地域住民の理解は、まさにその中で行われ、促進されていると感じている。各々の事業所やまちづくり協議会などの協力などで、以前より地域の方たちの理解は深まってきたのでさらに継続を支援していただきたい。

(4) サービス提供における課題

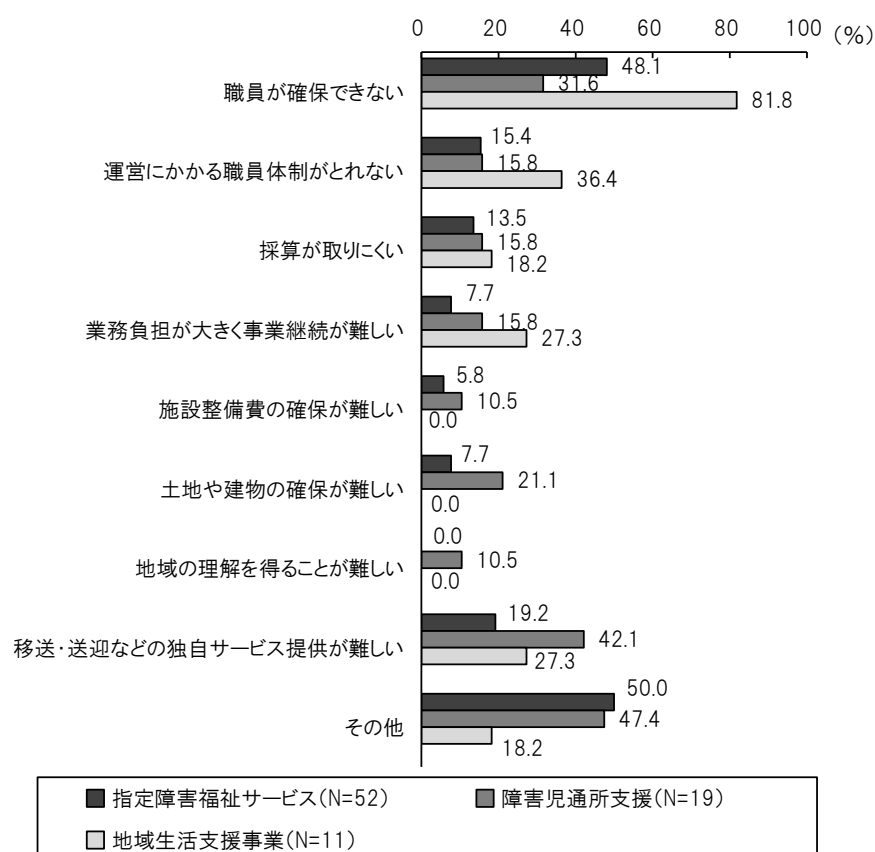
全体の7割前後の事業所が概ね定員を満たすことができたと回答している一方で、2～3割の事業所が満たすことができなかったと回答しています。どのサービスでも職員確保が大きな課題となっていますが、新型コロナウイルス感染症の影響により運営縮小を余儀なくされたという回答もみられます。

サービス提供体制の持続可能性を確保するため、引き続き人材確保・育成に向けた取組の検討と実施が求められます。

■事業所の定員充足状況（提供サービス別、単数回答）



■利用者を集めることが難しい要因（提供サービス別、複数回答）



第5章 障害福祉計画(第6期)

1. 計画の基本理念

- (1) 7つの基本理念
- (2) 本計画により充実を図る障害福祉サービス等

2. 計画策定に係る国の基本指針

3. 数値目標の設定

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 地域生活支援拠点等の整備
- (3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (4) 福祉施設等から一般就労への移行
- (5) 市で常時雇用する障害者数
- (6) 市の優先発注
- (7) 公営住宅を活用したグループホームの整備数

4. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込み

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 指定相談支援
- (5) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制確保

5. 地域生活支援事業の見込み

- (1) 必須事業
- (2) 任意事業・地域生活支援促進事業

1. 計画の基本理念

(1) 7つの基本理念

● 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ●

障害の有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮しつつサービス等利用計画を作成し、個々の状況に即した障害福祉サービスその他必要な支援を行うことにより、障害のある人の自立と社会参加の実現を目指します。

● 障害種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施 ●

障害種別や特性によって区別されることなく、身体障害、知的障害及び精神障害のある人はもとより、難病患者や発達障害及び高次脳機能障害のある人もサービスの対象であることを前提に、個々のニーズに応じた必要な支援が受けられるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

● 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供 ●

障害のある人の自立支援の観点から、施設等から地域への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整えていくとともに、地域生活支援のための拠点整備や、ボランティア等によるインフォーマルサービスなどの地域の社会資源の有効活用により、障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みの構築を図ります。

また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築に努めます。

● 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援 ●

障害のある児童へ専門的な支援を提供する地域支援体制の構築を図るほか、ライフステージに応じて、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した切れ目の無い支援体制の構築を図り、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進に努めます。

● 地域共生社会の実現に向けた取組 ●

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた取組等を計画的に推進します。

障害のある人の社会参加を支える取組

障害のある人の地域における社会参加及び理解促進のため、文化芸術の創造や発表、スポーツ等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障害のある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組を推進します。

障害福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を実施していくために必要な人材を確保していくため、専門性を高めるための研修の実施や、障害福祉の現場が働きがいの魅力的な職場であることの積極的な周知・広報に取り組みます。

(2) 本計画により充実を図る障害福祉サービス等

- 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるようグループホームやショートステイの整備を促進します。
- 障害のある人が、その希望や能力に応じた就労ができるよう、就労支援を充実させ一般就労への移行を目指します。
- 医療的ケアを必要とする障害のある児童を支援するため「医療的ケア児支援連絡会」により関係機関の連携を図るなど取り組みを進めます。
- 障害のある人が作品を発表する機会を増やし創作活動を支援するとともに、障害者スポーツの普及に取り組みます。
- 福祉の担い手の人材育成や確保は喫緊の課題であることから、新たに福祉局内に施設整備・人材育成室を設置し集中的に取り組みます。

2. 計画策定に係る国の基本指針

第6期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しが令和2年5月に告示されています。基本指針に基づき「明石市障害福祉計画（第6期）・明石市障害児福祉計画（第2期）」の策定が求められています。

★成果目標（計画期間が終了する2023（令和5）年度末の目標）

1 施設入所者の地域生活への移行
①地域生活に移行する人数 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
②施設入所者数の削減 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置 令和5年度末までに各市町村（又は各圏域）に協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
3 地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
4 福祉施設から一般就労への移行
①一般就労への移行者数 令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上が令和5年度中に一般就労に移行することを基本とする。
ア. 就労移行支援事業 令和元年度の一般就労への移行実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
イ. 就労継続支援A型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.26倍以上とすることを基本とする。
ウ. 就労継続支援B型事業 令和元年度の一般就労への移行実績の概ね1.23倍以上とすることを基本とする。
②就労定着支援事業利用者数 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
③就労定着支援事業の就労定着率 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

5 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

② 保育所等訪問支援の実施

令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

3. 数値目標の設定

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、施設入所者の高齢化や重度化に配慮して、令和元年度末時点の施設入所者数のうち、6%以上が地域生活へ移行すること、さらに令和5年度末時点の施設入所者数については、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを成果目標としています。本計画において、地域生活移行者数と施設入所者数を次のとおり設定します。

①地域生活移行者数（基準値：令和元年度末時点の施設入所者数 238人）

項目	数値（単位）	説明
《目標値》	15 人	令和5年度末時点の地域生活移行者予定数
	6.3 %	基準値からの地域生活移行率（国指針：6.0%以上）

②施設入所者数（基準値：令和元年度末時点の施設入所者数 238人）

項目	数値（単位）	説明
《目標値》	234 人	令和5年度末時点の施設入所者予定数
	-1.7 %	基準値からの増減率（国指針：1.6%以上削減）

(2) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を柱としています。

本市における地域生活支援拠点等の整備については、既存の施設の機能を活用する面的整備型の整備手法を中心に拠点等の整備を進める方向づけを行い、第5期の計画期間では、基幹相談支援センターにおける相談業務など現在行っている業務を地域生活支援拠点等として位置付けを行ったところです。

5つの機能については、市の施設である基幹相談支援センターが中心となっている機能がある一方、民間の事業者が主な担い手となっている機能があることから、今後も、それぞれの施設の協力により拠点等の充実を図っていきます。

なお、整備の推進にあたっては、課題の整理や長期的な方向性の検討について、地域自立支援協議会を活用し障害者団体や民間事業者の意見も参考に協議を進めていきます。また、毎年、地域自立支援協議会において、運用状況等の検証報告を行います。

■地域生活支援拠点等の整備に関する目標

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	1 か所	令和5年度末時点における地域生活支援拠点等の整備予定数 (国指針：1か所以上)
	1 回/年	地域生活支援拠点等の運用状況の検討回数 (国指針：年1回以上)

(3) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針で、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障害のある人に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すとしており、以下の指標が示されています。

○精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を316日以上に

○精神病床の1年以上入院患者数を国全体として、：10.6万人～12.3万人に

○退院率：入院後3か月69%、入院後6か月86%、入院後1年92%以上に

第6期計画では、新たに兵庫県計画において設定された数値目標も参考に、以下の取組を進めます。

①関係機関との協議と連携の強化

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
関係機関の協議の場の設定	実施	実施	実施

中核市移行に伴い設置した保健所を中心として、精神障害のある人への切れ目のない支援を実施できるよう関係機関との連携を強化します。

また、精神科病院からの早期退院を促進するために、病院との情報共有を行い、入院中から在宅生活の環境を整えるための保健、医療、福祉関係者による個別支援協議を継続的に実施していきます。

加えて、ピアサポート活動においては、当事者団体と連携し活動を行っていきます。

②入院中の精神障害のある人の実態把握の取組

病院の協力を得ながら適切な方法により、入院している精神障害のある人の実態把握に向けて取り組みます。その上で特に入院治療が長期にわたっている精神障害のある人への地域移行支援については、病院、事業者、関係機関、市の連携した取組を進めます。

③地域における住まいの確保の支援

宅建事業者や兵庫県居住支援協議会と協力、連携し、精神障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅物件の情報を収集し、住まいの適切な情報提供や助言等を行い入居ができるよう支援していきます。

④ピアサポート活動の支援

精神障害のある人のエンパワメント（自信の回復と生活への意欲の醸成）をサポートし、ピアサポート活動が可能になるよう柔軟に支援していきます。

具体的取組としては、精神科病院に入院中の精神障害のある人を対象とした退院意欲を喚起する会において「語り部ピア」の活動の場を設定してきましたが、今後もこうしたピアサポート活動支援の取組を継続していきます。

当事者がピアサポーターとして「自分語り」をする中で自信を回復し、同時に、入院中や自宅に引きこもり状態にある精神障害の仲間（ピア）との語り合いを自由に行い、当事者一人一人のペースに合わせて、病識への理解と自信回復、生活と就労への意欲につなげていくことができる当事者間のピアサポート活動を支援していきます。

⑤精神障害者の就労支援

当事者の意向を尊重しながら本人が希望する就労に向けた支援を行います。どのような支援が効果的か、明石市障害者就労・生活支援センターにおいても個別ケースにおいて検討を重ねていきます。

地域自立支援協議会のしごと部会とも連携し、本人が生き甲斐をもちながら地域で働き暮らしていくことができるよう、支援のあり方を検討していきます。

(4) 福祉施設等から一般就労への移行

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて一般就労に移行する者の数について令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上を基本目標としています。

また、就労移行支援事業から一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の移行実績の1.3倍以上とし、就労継続支援A型事業については1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目標としています。

さらに、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、及び、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすることを目標としています。

①就労移行支援事業等から一般就労への移行者数

(基準値：令和元年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者の数 47人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	60 人	令和5年度中における就労移行支援事業等から一般就労へ移行する者の予定数
	1.28 倍	基準値の1.27倍以上 (国指針：1.27倍以上)

②就労移行支援事業から一般就労への移行者数

(基準値：令和元年度中に就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者の数 31人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	41 人	令和5年度中における就労移行支援事業から一般就労へ移行する者の予定数
	1.32 倍	基準値の1.30倍以上 (国指針：1.30倍以上)

③就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

(基準値：令和元年度中に就労継続支援A型事業を通じて一般就労に移行した者の数 6人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	8 人	令和5年度中における就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する者の予定数
	1.33 倍	基準値の1.26倍以上 (国指針：概ね1.26倍以上)

④就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

(基準値:令和元年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労に移行した者の数 8人)

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	10 人	令和5年度中における就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する者の予定数
	1.25 倍	基準値の1.23倍以上(国指針:概ね1.23倍以上)

⑤令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうちの就労定着支援事業所利用者数

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	42 人	令和5年度における就労移行支援事業等からの一般就労移行者予定数60人のうちの就労定着支援事業所利用者数
	70.0 %	一般就労移行者予定数のうちの就労定着支援事業所利用者数の割合(国指針:70.0%以上)

⑥令和5年度における就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	100.0 %	令和5年度における就労定着率が8割以上となる就労定着支援事業所の割合(国指針:70.0%以上)

(5) 市で常時雇用する障害者数

本計画では、一般就労への移行促進に向けた行政による率優先的取組として、市で常時雇用する正規雇用・非正規雇用の障害者数を設定しています。

障害者手帳を所持する職員の退職に伴う補充や、障害者キャリアアップ事業の継続により、引き続き障害のある人の雇用に努めます。

■市で常時雇用する障害者数の目標

項目	数値 (単位)	説明
《目標値》	80 人	令和5年度における雇用予定の障害者数

※市で常時雇用する障害者数とは、正規職員・非正規職員として雇用されている障害者手帳所持者数及び障害者キャリアアップ事業により臨時職員として雇用されている身体・知的・精神障害者数を合計したものです。

(6) 市の優先発注

本計画において、福祉的就労の充実に向けた行政による率優先的取組として、市の優先発注金額を次のとおり設定し、「明石市障害者就労施設等からの物品等の調達推進の方針」に基づき、今後も優先発注の促進を図ります。

■市の優先発注に関する目標

項目	数値 (単位)	説明
《取組目標》	7 件	令和5年度における市の優先発注予定額
	1,350 万円	

(7) 公営住宅を活用したグループホームの整備数

地域の生活拠点の確保に向けた行政による率的取組として、数値目標を定め引き続き整備を推進します。

令和2年度末における整備済数は、6人分、1か所となっています。

第6期計画期間においては、整備数の目標値を6人分、1か所（累積整備数12人分、2か所）として設定し、今後、庁内関係各課との調整を図りながら、整備に努めます。

■公営住宅を活用したグループホームの整備に関する目標

項目	数値（単位）	説明
《取組目標》	6 人分	第6期計画期間における 市営住宅を活用したグループホームの整備予定数
	1 か所	

※ 上記の公営住宅を利用したグループホームの整備のほか、民間事業者によるグループホームの整備に対しては、次のような補助制度を設け、積極的な整備支援を行っていきます。

- ・社会福祉施設等整備費補助事業（厚生労働省補助事業、グループホームの新設や増築、大規模修繕等施設整備全般が対象）
- ・障害者グループホーム新規開設推進事業補助（本市独自の補助制度、グループホームの新規開設を対象とし、建物の新築及び購入経費、既存建物の改修経費等の他、共用部分の備品購入経費についても対象）

4. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込み

★指定障害福祉サービス及び指定相談支援の内容

①訪問系サービス

区分	内容
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言その他の生活全般にかかる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常時介護を必要としている人に対し、自宅等で、入浴、排せつ、食事などの介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害により移動が困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難な人に対し、危険を回避するために必要な介助や外出時における移動中の支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

②日中活動系サービス

区分	内容
生活介護	常時介護が必要な重度の障害のある人に対して、昼間、施設内で入浴、排せつ、食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な身体障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、身体的リハビリテーション、日常生活にかかる訓練などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害又は精神障害のある人に対し、地域生活を営むことができるよう、一定の期間における支援計画に基づき、日常生活能力の向上に必要な訓練などの支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、生産活動や職場体験を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のための訓練や、適性に応じた職場の開拓、就職後の職場定着に必要な相談などの支援を行います。
就労継続支援 A型	一般企業などへの就労が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図るなどの支援を行います。
就労継続支援 B型	一般企業などへの就労が困難な人などに、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに、雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

区分	内容
就労定着支援	障害のある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題に向けて必要となる支援を実施します。
療養介護	医療が必要な人であって、常時介護を必要とする重度心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。
短期入所	在宅の障害のある人を介助する人が病気などの場合に、障害のある人が短期間入所し、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事などの介護を行います。なお、福祉型とは障害者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

③居住系サービス

区分	内容
共同生活援助	主として夜間において、障害のある人が共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助を行います。また、必要性が認められる人については、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
施設入所支援	施設に入所する人を対象に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
自立生活援助	一人暮らしを円滑に進めていける様、定期的に利用者の居宅を訪問し、生活状況や体調等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

④指定相談支援

区分	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している人または精神科病院に入院している人を対象として、地域生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	入所施設や病院から地域生活へ移行した人や、ひとり暮らしへ移行した人などを対象として、安定した地域生活を営めるよう、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に、訪問や相談などの必要な支援をします。

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	人分/月	753	776	799
	時間分/月	16,110	16,564	17,018
居宅介護	人分/月	610	630	650
	時間分/月	10,000	10,300	10,600
重度訪問介護	人分/月	41	41	41
	時間分/月	3,700	3,800	3,900
同行援護	人分/月	97	99	101
	時間分/月	2,050	2,100	2,150
行動援護	人分/月	4	5	6
	時間分/月	30	34	38
重度障害者等 包括支援	人分/月	1	1	1
	時間分/月	330	330	330

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数や一人当たりの平均利用時間の推移、事業所の新規開設意向等を基に、見込量を算出しました。

訪問系サービスが障害のある人の地域生活を支える上で、中心的役割を果たすことから、多様な事業者の参入を促進し、サービス提供体制の確保に努めます。

また、明石市地域自立支援協議会（暮らし部会におけるヘルパーのつどい）などの活動と連携して、研修・講習等に関する情報を提供し、障害のある人の個々のニーズに応じたサービスが提供できるよう、ホームヘルパーの養成や技術の向上に働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

■日中活動系サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分/月	595	600	605
	人日分/月	12,000	12,500	13,000
自立生活 (機能訓練)	人分/月	18	19	20
	人日分/月	260	266	272
自立生活 (生活訓練)	人分/月	24	27	30
	人日分/月	340	380	420
就労移行支援	人分/月	118	121	124
	人日分/月	1,700	1,800	1,900
就労継続支援A型	人分/月	220	230	240
	人日分/月	4,400	4,450	4,500
就労継続支援B型	人分/月	1,020	1,090	1,160
	人日分/月	16,000	17,000	18,000
就労定着支援	人分/月	40	50	60
療養介護	人分/月	24	25	26
短期入所 (福祉型)	人分/月	205	210	215
	人日分/月	1,070	1,080	1,090
短期入所 (医療型)	人分/月	8	8	8
	人日分/月	22	22	22

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。施設等（福祉施設又は病院）から地域生活へ移行した後の利用や、特別支援学校卒業生などの新たな対象者に対応するため、兵庫県や近隣市町と連携するとともに、明石市地域自立支援協議会の各専門部会（くらし部会におけるハートフルあかしゃ生活介護事業者連絡会）の活動と連携し、利用者のニーズに応じた適正なサービス量が確保できるよう、体制の整備に努めます。

短期入所（ショートステイ）は、なかでも肢体不自由のある人や精神障害のある人の高いニーズがあることから、今後も受入れ体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

■居住系サービスの利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分/月	190	210	230
うち精神	人分/月	33	36	39
施設入所支援	人分/月	232	232	232
自立生活援助	人分/月	3	3	3
うち精神	人分/月	1	1	1

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

共同生活援助（グループホーム）については、第5期計画期間における利用者数の推移や、事業者の新規開設への意向等を基に、見込量を算出しました。今後も障害のある人の地域生活を支える生活基盤の整備が求められていることから、グループホーム開設支援や積極的な情報提供により、事業者の新規参入の促進に努めます。

なかでも、肢体不自由者や精神障害のある人の高いニーズがあることから、今後も受入れ体制の充実に向け、事業者間の連携を図りながら、サービス提供基盤の確保に努めます。

また、障害者支援施設やグループホーム等を利用している人が一人暮らしを希望する場合には、定期的に居宅訪問し、必要な助言や関係機関等との連絡調整を行い、適切なサポートが受けられるよう支援します。

(4) 指定相談支援

■指定相談支援の利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分/月	630	660	690
地域移行支援	人分/月	10	15	20
うち精神	人分/月	5	7	10
地域定着支援	人分/月	4	5	6
うち精神	人分/月	2	2	3

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。今後も地域生活への移行に関する相談や、新たな障害福祉サービス利用者の増加に対応するため、既存の相談支援事業者との連携を密にし、新規参入を予定する事業者への支援に努めます。とくに、地域生活への移行に関する相談については、精神障害のある人の地域移行を重点施策に位置づけていることを踏まえて取り組んでいきます。

また、明石市地域自立支援協議会（相談支援連絡会）と連携し、身近な地域において関係機関のネットワーク化を図ることにより、障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組むとともに、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

(5) 障害福祉サービスの質の向上を図るための体制確保

【体制確保の方策及び今後の方向性】

国の基本指針では、新たな指標として、障害福祉サービスの質の向上を図るための体制確保が示されています。

本市では、障害福祉サービスに係る職員の資質の向上を図る取組として、兵庫県や他の市町(委託事業含む)が実施する各種研修に関する情報を把握し、通常業務との兼ね合いも踏まえつつ積極的に研修への参加を促すとともに、特に必要性の高い障害者の権利擁護・虐待防止に関する研修について、時期をとらえ市としても研修等意識啓発の取組を実施します。

また、新たに福祉局内に設置した施設整備・人材育成室において、障害福祉分野における総合的な人材育成や人材確保の効果的な方策の検討を進めます。

さらに、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施に加え、障害者自立支援審査支払等システムの審査結果についても分析を行い、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

活動指標	指標の解説
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	障害者総合支援法の具体的内容の理解を目的として、都道府県や市町村(委託事業含む)が実施する研修への参加人数の見込みを定める。初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等への参加、事業者向けの研修の聴講等を想定。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムの審査結果について分析し、その結果を事業所や関係自治体と共有する機会の実施回数を見込みを定める。
指導監査の実施と結果の共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制及びそれに基づく共有回数を見込みを定める。

5. 地域生活支援事業の見込み

★地域生活支援事業の内容

①必須事業

区分	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活や社会生活を送る中で起こる「社会的障壁（バリア）」を取り除くため、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発活動を通じて、地域住民へ働きかけます。また、「障害者配慮条例」の趣旨を踏まえ、障害に対する理解の向上と合理的配慮の提供の促進を図ります。
自発的活動支援事業	障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、障害のある人やその家族、ボランティア活動団体、地域住民などによる自発的な取組を支援します。
障害者相談支援事業	障害のある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害のある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人や精神障害のある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成等の利用促進等により、障害のある人の権利擁護を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を法人が適正に行える体制の整備、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的に実施します。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等のコミュニケーションを保障する上で必要となる手話通訳者等を確保するために、聴覚障害、聴覚障害のある人の生活および関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話技術の習得をめざします。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。
地域活動支援センター	地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障害のある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。

②任意事業・地域生活支援促進事業

区分	内容
日中一時支援事業	障害のある人などに日中における活動の場を確保し、その家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室等の開催事業や点字・声の広報等発行事業の実施により、障害のある人の社会参加を促進していきます。
訪問入浴サービス事業	地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。
更生訓練費	就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費を支給します。
発達障害児者及び家族等支援事業	保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム（主に、子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に、子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■理解促進研修・啓発事業の実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、障害のある人への理解を深めるため、文化芸術の創造や発表の場の設置やイベントを積極的に開催するとともに、障害者スポーツの普及を通じて地域の住民へ働きかけ、共生社会の実現を図ります。

具体的取組としては、手話体験教室やバリアフリー教室の実施、あかしユニバーサル交流会などの障害者等に対する理解を深めるイベント開催、障害のある人の創作活動・アート作品の発表の場としてのアートシップの開催、ユニバーサルフットボール大会など障害のある人のスポーツ大会の開催といった取組を引き続き実施していきます。

実施にあたっては、今後も、障害者の福祉、教育、保健、医療、就労に関わる明石市内の団体で構成する明石障がい者地域生活ケアネットワークと連携し、障害当事者等の企画、運営で実施することにより、より一層当事者視点を重視した取組を実施していきます。

②自発的活動支援事業

■自発的活動支援事業の実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域の住民などが主体となり、自発的に行う活動や取組を支援します。

具体的取組としては、今後も、明石障がい者地域生活ケアネットワークと連携し、地域や地元商店街等で行われる夏まつり等のイベントへの参加を通じ、障害のある人が地域の住民等との関わりの中で行う活動の支援を実施していきます。

③相談支援事業

■相談支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業、 基幹相談支援センタ ー等機能強化事業	か所	1か所	1か所	1か所

★相談支援体制の充実・強化等

■相談支援体制の充実・強化等に関する指標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問等による専門 的な指導・助言	件/年	1,000	1,000	1,000
相談支援事業者の 人材育成の支援	件/年	6	6	6
相談機関との連携 強化の取組の実施	件/年	6	6	6

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、明石市基幹相談支援センターが今後も引き続き、障害のある人への相談支援において専門的な知識・経験を有する職員を常時配置し、相談件数の増加や困難事例に適切に対応するとともに、地域における相談支援事業者に対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行い、市内の相談支援体制の強化を図ります。

また、従来の地域包括支援センター等の機能をあわせもち、高齢者、障害のある人、子どもを含む地域の相談支援の拠点となる地域総合支援センター（平成30年4月開設、市内6か所）と、引き続き連携強化を図っていきます。

④成年後見制度利用支援事業

■成年後見制度利用支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	人分/年	30	33	36

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。
本制度の利用促進を図るため、今後とも引き続き、制度についての周知に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■成年後見制度法人後見支援事業の実施見込み

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

明石市後見支援センターにおいて、法人後見の適正実施や拡充に努めるとともに、今後ますます増加することが見込まれる後見ニーズに対応するために、市民後見人の担い手となる人材の発掘・養成を行うための研修を実施するなど、地域の後見活動・権利擁護の向上や支援体制の充実に取り組めます。

⑥意思疎通支援事業

■意思疎通支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	件/年	2,240	2,360	2,480
手話通訳者設置事業	件/年	850	860	870
手話通訳者派遣事業	件/年	1,000	1,100	1,200
要約筆記者派遣事業	件/年	390	400	410

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用件数の推移を基に、見込量を算出しました。

手話言語・障害者コミュニケーション条例や中核市移行に伴い手話通訳者・要約筆記者養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業が必須事業となったことを踏まえ、引き続き、必要に応じた手話通訳、要約筆記及び盲ろう者向け通訳・介助ができるよう兵庫県聴覚障害者協会、ひょうご盲ろう者支援センターなどの関係機関と連携を図りながら取り組んでいきます。

○手話通訳者設置事業・派遣事業

手話通訳者養成講座等を修了した登録手話通訳者への研修等を継続的に実施し、利用対象者の様々なニーズに的確に応えられるよう、手話通訳者の人数の確保、技術の向上に取り組めます。

○要約筆記者派遣事業

利用申込に対して速やかに対応できるよう、養成講座などの開催を通じて、要約筆記者の確保を図ります。

⑦日常生活用具給付等事業

■日常生活用具給付等事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	20	20	20
自立生活支援用具	件/年	90	90	90
在宅療養等支援用具	件/年	60	60	60
情報・意思疎通支援用具	件/年	160	160	160
排泄管理支援用具	件/年	6,550	6,700	6,850
居宅生活動作補助用具	件/年	10	10	10

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における給付件数の推移を基に、見込量を算出しました。

日常生活用具にかかる情報提供を充実させ、個々のニーズや障害特性に即した適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■手話奉仕員養成研修事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業 ※養成講習修了見込者数	人分/年	35	35	35

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

引き続き、聴覚障害のある人との交流活動の促進の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を有する手話奉仕員の養成研修について、計画的な取組を実施し、聴覚障害のある人の自立した日常生活及び社会生活を支援します。

⑨移動支援事業

■移動支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人分/年	530	535	540
	時間分/年	62,000	64,000	66,000

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数及び利用時間の推移を基に、見込量を算出しました。

今後も利用者のニーズや生活状況を考慮し、適用範囲の拡大や利用時間の上限の変更など、制度の弾力的な運用を図りながら、サービスの充実に努めます。

⑩地域活動支援センター

■地域活動支援センターの実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	か所	14	14	14
	人分/年	360	360	360

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における事業所数及び利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

障害のある人の身近な社会参加の場としての地域活動支援センターの役割を重視し、今後も引き続き、その運営を支援していきます。

(2) 任意事業・地域生活支援促進事業

⑪日中一時支援事業（日帰りショートステイ、タイムケア）

■日中一時支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	人分/年	2,400	2,400	2,400

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用者数の推移を基に、見込量を算出しました。

利用者は減少傾向にありますが、障害のある就学児の放課後支援であるタイムケア事業については、家族などからの利用ニーズが高いため、今後も事業所との連携を密にし、必要なサービス量の確保に努めます。

⑫社会参加促進事業

■社会参加促進事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	回/年	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	回/年	24	24	24
奉仕員養成・研修事業	講座/年	9	8	8
自動車運転免許取得・改造助成事業	人分/年	25	25	25

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

「障害者交流運動会」の開催、点字・声の広報等の発行、要約筆記・点訳・朗読奉仕員等の養成研修などを実施してきました。今後も、障害のある人の社会参加促進のため、これまで行ってきた事業の継続と充実に努めます。

特に、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業については、「やさしいまちづくり」「共生社会ホストタウン」の発信拠点として令和元年5月にオープンした総合福祉センター新館も活用し、ボッチャやラダーゲッターといったユニバーサルスポーツを通じた取組を、今後実施していきます。

⑬訪問入浴サービス事業

■訪問入浴サービス事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	か所	7	7	8
	回/年	920	1,000	1,080

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における事業所数及び利用回数の推移を基に、見込量を算出しました。
今後も、サービス内容の質の向上や本制度の利用促進に努めます。

⑭更生訓練費

■更生訓練費の給付見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費	人分/年	32	35	38

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における就労移行支援事業所及び自立訓練事業所の利用者の状況を基に、見込量を算出しました。

今後も当事業を継続し、障害のある人の地域生活を支援します。

⑮発達障害児者及び家族等支援事業

■発達障害児者及び家族等支援事業の実施見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等の受講者数	人/年	170	170	200

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

発達障害者等及びその家族等への支援体制の確保の観点から、発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の受講者数の見込を設定し、継続的な支援を進めます。

第 6 章 障害児福祉計画(第 2 期)

1. 活動指標の設定

- (1) 教育と福祉の協議の場の設置
- (2) 障害児の相談窓口の設置
- (3) 医療的ケアを必要とする障害児の支援

2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込み

- (1) 児童福祉法に基づくサービス及び指定障害児相談支援の実施状況

1. 活動指標の設定

(1) 教育と福祉の協議の場の設置

保育所等の訪問支援を実施する際に、事業所と学校現場の連携が十分に図れていない現実があることから、教育現場の職員と福祉現場の職員の相互理解を深め、障害児支援を有効的かつ総合的に行うために取り組んでいきます。

■教育と福祉の協議の場の設置に関する指標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
教育と福祉の協議の場の設置	実施	実施	実施

(2) 障害児の相談窓口の設置

障害児を支援する機関は、保健・医療、障害福祉、保育、教育など様々な分野に及びますが、障害児（の家族）からの相談を総合的な見地から適切な分野につなぐ窓口を設置し、将来の障害児支援の地域包括ケアシステムの中核的役割を果たしていくことができるよう取り組んでいきます。

■障害児の相談窓口の設置に関する指標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児の相談窓口の設置	実施	実施	実施

(3) 医療的ケアを必要とする障害児の支援

「医療的ケア児」の問題は、平成 28 年 6 月施行の児童福祉法の改正（第 56 条の 6 第 2 項）において「医療的ケア児」（「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」）の表記がはじめて盛り込まれ、「隠れた待機児童問題」として大きな社会的関心を集めて以来、当該の障害のある児童と保護者を取りまく状況は年々深刻になっており、学齢期前及び就学後の地域における受入れ体制の整備に向けた取組が求められています。

厚生労働省の指針では、医療的ケアを必要とする児童が、適切な支援を受けられるように、令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るために協議の場を設けるとともに、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。

本市においては、コーディネーターを配置するとともに、平成 30 年度から「医療的ケア児支援連絡会」を設置し協議を行っています。また、市内においては、医療的ケアを必要とする児童が通所できる施設も開設されています。

今後は、医療的ケアに対するニーズに対応できるよう、支援連絡会の開催回数を増やすなど、関係機関の連携を図って行きます。

■医療的ケアを必要とする障害児の支援に関する指標

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
関係機関等の協議の場の設置	実施	実施	実施
コーディネーターの配置	実施	実施	実施

2. 児童福祉法に基づくサービス等の見込み

★児童福祉法に基づくサービス及び指定障害児相談支援の内容

①障害児通所支援

区分	内容
児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な援助を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等の児童発達支援に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の支援を要する児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害のある乳幼児等、または今後利用する予定の障害のある乳幼児等が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人および当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児等の重度の障害があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。

②指定障害児相談支援

区分	内容
指定障害児相談支援	児童福祉サービスを利用するすべての人を対象として、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

(1) 児童福祉法に基づくサービス及び指定障害児相談支援の実施状況

①障害児通所支援

■障害児通所支援の利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分/月	390	420	450
	人日分/月	3,700	4,000	4,300
医療型 児童発達支援	人分/月	32	34	36
	人日分/月	192	212	232
放課後等 デイサービス	人分/月	800	850	900
	人日分/月	10,000	11,000	12,000
保育所等訪問支援	人分/月	25	28	30
	人日分/月	30	33	36
居宅訪問型 児童発達支援	人分/月	4	4	4
	人日分/月	20	20	20

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用児童数や一人当たりの平均的な利用日数の推移等を基に、見込量を算出しました。

特に、児童発達支援、放課後等デイサービスについては、放課後や夏休み等の長期休暇中において、障害のある児童の保護者・家族などからの高い利用ニーズがあります。

障害のある児童の受入れ状況等の把握に努め、庁内関係部局と連携するとともに、明石市地域自立支援協議会のこども部会と連携し、障害のある児童のニーズに応じた適正なサービス量を確保できる体制の整備に努めます。

②指定障害児相談支援

■指定障害児相談支援の利用見込み

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定障害児相談支援	人分/月	330	365	400

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

第5期計画期間における利用児童数の推移等を基に、見込量を算出しました。

今後もサービス利用の増加に対応するため、既存の指定障害児相談支援事業者との連携を図りながら、新規参入を予定する事業者への支援に努めます。

③医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■コーディネーターの配置に関する目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーターの配置	人分/年	1	1	1

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するためのコーディネーターに関しては、養成された相談支援専門員等を令和元年度より配置しています。今後も引き続き、継続的に人員体制を維持しつつ、保健・医療、障害福祉、保育、教育など各関連分野の横断的な支援に取り組みます。

④児童発達支援センターの設置

■児童発達支援センターの設置に関する目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	か所	2	2	2

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

国の基本指針では、児童発達支援センターについて1か所以上設置することが求められています。

あおぞら園・きらきらでは、就学前の知的障害のある児童が通園する児童発達支援センターと、保護者が共に通園する児童発達支援事業による療育支援を行っています。

ゆりかご園では、就学前の肢体不自由児が通園する医療型児童発達支援センターで、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、保育、生活支援、相談支援などの療育支援を行っています。また、卒・退園された学齢期以降の方に対しても、必要に応じて機能訓練や生活支援を行っています。

これらの拠点を維持しつつ、引き続き児童発達支援を推進します。

⑤保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

■保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		実施	実施	実施

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

保育所等での障害児の受入れ状況等の把握に努め、庁内関係部局と連携するとともに、地域自立支援協議会のこども部会と協力し、訪問支援を利用できる体制の整備に努めます。

⑥主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置

■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置に関する目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	か所	1	1	1
放課後等デイサービス	か所	2	2	2

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等については、令和2年度時点で市内に該当する事業所が設置されています。今後も引き続き、体制の整備に努めます。

⑦主に重症心身障害児等を支援する通所・居宅訪問型児童発達支援事業所の整備

■主に重症心身障害児等を支援する通所・居宅訪問型児童発達支援事業所の整備に関する目標

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所	か所	1	1	1
医療的ケア児を支援する通所・居宅事業所	か所	14	16	18

【見込量確保の方策及び今後の方向性】

兵庫県の独自目標として、主に重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する通所・居宅事業所の整備が求められています。

令和2年12月時点で、市内に医療的ケア児を支援する通所事業所はあるものの、主に重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所はありません。今後も引き続き、重症心身障害児及び医療的ケア児を支援する通所・居宅事業所の整備に努めます。

第7章 地域共生の実現に向けた取組

1. 地域住民の活動との連携

- (1) 虐待防止、差別解消に向けた障害者理解の促進
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 更生支援の取組の推進
- (4) 共生型サービスの推進

2. 地域共生のまちづくりの推進

1. 地域住民の活動との連携

(1) 虐待防止、差別解消に向けた障害者理解の促進

本市では障害者虐待防止法に基づく障害者虐待防止センター、障害者総合支援法に基づく支援センターを設置し、障害のある人の権利擁護の充実及び相談支援を行っています。

また、国の障害者差別解消法を根拠に障害のある人への差別をなくし、誰もが安心して暮らせる共生社会を実現していくことを目的とした障害者配慮条例を制定しています。

センターを拠点とした障害者虐待の防止に取り組むとともに、障害者配慮条例の基本理念を踏まえ、障害のある人を含む地域の住民と事業者などが各地区の身近な関係づくりの中で、虐待防止や差別解消に向けた障害理解の取組を進めていきます。

(2) 成年後見制度の利用促進

本市では、後見支援センターを平成 27 年 4 月に開設しており、成年後見制度利用によって認知症や知的障害・精神障害等でご自身の権利や大切な財産を守ることが困難な方々に、ご本人の自分らしい暮らしが出来るように支援していきます。

また、今後ますます増大傾向にある後見ニーズに対応するために、市民後見人の養成や法人後見等の第三者後見の拡充を図り、地域ぐるみで「積極的権利擁護」に依拠した成年後見制度の利用促進を図ります。

(3) 更生支援の取組の推進

本市では、罪に問われた人等のうち障害があるなど福祉的支援が必要な人の安定した生活を支援することで、再犯を防止する更生支援の取組を平成 28 年度から進めています。

平成 31 年 4 月には、こうした取組を更に推進していくため「明石市更生支援及び再犯防止等に関する条例」が施行されました。条例に基づき、対象者と面談等し個々の事情等に応じて福祉的支援や就労支援につなげるコーディネート事業や、関係団体との情報共有等による連携強化などの取組を行うとともに、市民理解増進のための広報・啓発活動を進めていきます。

(4) 共生型サービスの推進

障害のある人の高齢化に伴い、利用者が介護保険適用年齢になってからの「制度のちがいを理由にサービスが停滞することのないよう、介護保険担当課と連携してサービス提供事業者間の必要な情報交換と引継ぎが円滑に行われ、適切な対応が行われるよう取組を進めていきます。

2. 地域共生のまちづくりの推進

本市では、事業者や地域住民、障害のある人たちが、共に意見を出し合いながら「誰もが安心して暮らせる地域共生のまちづくり」を進めていくことを目指しています。障害がある人にとって暮らしやすい環境を整備することは、一部の人のための特別な配慮ではなく、障害がない人にも暮らしやすい環境となります。

「障害者福祉に係る事業所が地域に向けて情報発信する」、「障害のある人や事業所職員が自治会や地区社会福祉協議会の活動に参加、交流する」といった取組を支援し、それらの活動を通じてお互いが理解し合うことができる地域共生のまちづくりを推進します。

あわせて、制度や分野の「境い目」の課題を抱えた住民に対し、適切な支援を行えるよう、関係機関と連携し、重層的支援体制の構築を進めます。

また、今後の取り組みとして、「(仮称)あかしインクルーシブ条例」の制定や「(仮称)あかしSDGs推進計画(第6次長期総合計画)」の策定を予定しています。

本市は、SDGs未来安心都市として、「持続可能な開発目標(SDGs)」における理念に基づき、「誰一人取り残さない、やさしいまちづくり」を目指しています。

第 8 章 資料編

1. 障害者手帳所持者等の状況

(1) - 1 身体障害者手帳所持者数

(1) - 2 補装具の支給状況

(2) 療育手帳所持者数

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

2. 計画策定の経緯

(1) 策定スケジュール

(2) 委員名簿

1. 障害者手帳所持者等の状況

(1) - 1 身体障害者手帳所持者数

(令和2年3月31日現在/単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	小計
視覚障害	233	254	47	43	109	59	745
18歳未満(児童)	3	2	1	0	1	1	8
聴覚・平衡機能障害	51	177	102	234	7	425	996
18歳未満(児童)	0	13	1	0	0	11	25
音声・言語機能障害	10	10	74	51			145
18歳未満(児童)	0	0	1	0	-	-	1
肢体不自由	1,025	1,195	1,049	1,821	608	330	6,028
18歳未満(児童)	63	36	14	12	2	3	130
内部障害	2,064	54	614	675			3,407
18歳未満(児童)	46	1	11	5	-	-	63
心臓機能障害	1,382	28	365	205			1,980
18歳未満(児童)	33	1	7	3	-	-	44
腎臓機能障害	628	9	127	7			771
18歳未満(児童)	1	0	0	0	-	-	1
呼吸器機能障害	24	4	82	28			138
18歳未満(児童)	4	0	1	1	-	-	6
ぼうこう・直腸機能障害	5	2	23	421			451
18歳未満(児童)	1	0	3	1	-	-	5
小腸機能障害	3	1	1	7			12
18歳未満(児童)	0	0	0	0	-	-	0
免疫機能障害	4	9	16	5			34
18歳未満(児童)	0	0	0	0	-	-	0
肝臓機能障害	18	1	0	2			21
18歳未満(児童)	7	0	0	0	-	-	7
合 計	3,383	1,690	1,886	2,824	724	814	11,321
18歳未満(児童)	112	52	28	17	3	15	227

(1) - 2 補装具の支給状況

(令和元年度実績/単位：件)

障害の部位	補装具の支給実績 (件数)
視覚障害	盲人安全つえ (37)、眼鏡・義眼 (30)
聴覚障害	補聴器 (173)
肢体不自由	義肢 (32)、装具 (101)、座位保持装置 (76)、座位保持椅子 (18)、車椅子 (154)、電動車椅子 (48)、歩行器 (31)、歩行補助つえ (8)、頭部保持具 (4)、起立保持具 (20)
重度の両下肢及び音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置 (3)

(2) 療育手帳所持者数

(各年度3月31日現在/単位：人)

		A (重度)	B 1 (中度)	B 2 (軽度)	合計
平成 27 年度	18 歳以上	732	512	334	1,578
	18 歳未満(児童)	182	127	533	842
	合計	914	639	867	2,420
平成 28 年度	18 歳以上	741	529	376	1,646
	18 歳未満(児童)	196	125	604	925
	合計	937	654	980	2,571
平成 29 年度	18 歳以上	754	548	431	1,733
	18 歳未満(児童)	201	113	611	925
	合計	955	661	1,042	2,658
平成 30 年度	18 歳以上	763	560	485	1,808
	18 歳未満(児童)	208	132	665	1,005
	合計	971	692	1,150	2,813
令和元年度	18 歳以上	791	578	530	1,899
	18 歳未満(児童)	192	140	756	1,088
	合計	983	718	1,286	2,987

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

	1 級	2 級	3 級	合計
平成 27 年度	271	1,457	472	2,200
平成 28 年度	271	1,488	573	2,332
平成 29 年度	271	1,526	652	2,449
平成 30 年度	298	1,642	792	2,732
令和元年度	306	1,722	892	2,920

2. 計画策定の経緯

本計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力対面を伴わない形で策定作業を進めました。

ニーズ調査については、令和2年9月に関係団体へのアンケート調査を、障害当事者等団体、社会福祉協議会及び特別支援学校など20団体に対し実施しました。障害当事者や当事者に関わる人の立場からの障害福祉サービス等に対する改善課題や障害者理解への課題等について、様々な意見をいただきました。

同じく令和2年9月に、障害福祉サービス等事業所へのアンケート調査を実施しました。市内関係法人・事業所154か所に対して調査票を郵送し、109事業所から障害福祉サービスを提供する側からのご意見をいただきました。

また、令和2年11月末、令和3年1月末の2回にわたり、学識経験者、障害当事者等団体、関係機関代表者、公募市民などから構成される「明石市地域自立支援協議会」及び「明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」において、計画素案及び最終案の審議を行いました。（書面開催にて、各委員からの意見をもとに、内容を修正・追記を行いました。）

(1) 策定スケジュール

年月日	内容
令和2年5月19日	「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」告示
令和2年9月18日 ～令和2年10月2日	【関係団体対象調査の実施】 ・回答団体数：20団体 【事業所対象調査の実施】 ・配布数：154件 ・回収数：109件（回収率：70.8%）
令和2年11月27日	【令和2年度第1回明石市地域自立支援協議会】 【令和2年度第1回明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会】 （書面開催：意見聞き取り期間12月10日まで） 審議内容 計画素案について
令和2年12月14日	市議会令和2年第2回定例会（12月議会）文教厚生常任委員会に計画素案を報告
令和2年12月15日～ 令和3年1月14日	【意見公募手続き（パブリックコメント）の実施】 ・障害福祉課、あかし総合窓口、3市民センター及びホームページ等に素案を設置・掲載。郵便、FAX、メール、持参で意見募集。

	<ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたり、広報あかしへの掲載及び明石市障害当事者等団体連絡協議会を通じ、周知を実施。 ・意見件数：1人3件 ・意見概要：「精神障害者の自立生活援助サービスの充実について」「精神障害者の地域移行、地域定着支援の充実について」「ひきこもりの障害者や重度障害者への福祉サービスの充実について」
令和3年1月28日	<p>【令和2年度第2回明石市地域自立支援協議会】 【令和2年度第2回明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会】 (書面開催：意見聞き取り期間2月8日まで) 審議内容 計画最終案について</p>
令和3年3月8日	市議会令和3年第1回定例会(3月議会)文教厚生常任委員会に計画最終案を報告
令和3年3月	明石市障害福祉計画(第6期)・明石市障害児福祉計画(第2期)策定 計画期間：令和3年4月～令和6年3月

(2) 委員名簿

【明石市地域自立支援協議会】

区 分		氏 名	団体・職名等
学識経験のある者	1	阪田 憲二郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部 教授
保健、医療及び福祉に係る団体を代表する者	2	東 辰雄	明石市民生児童委員協議会 障害福祉専門部会長
	3	飯村 一誠	明石市医師会 理事
	4	河石 洋美	兵庫県精神保健福祉士協会 理事
障害者施設において障害者支援に関する事業に従事する者	5	瀧口 幸司	博由園 施設長
	6	鳥居 健一	社会福祉法人明桜会運営企画室長
障害者団体を代表する者	7	松本 幸雄	明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長
	8	中嶋 美貴	明石市肢体不自由児者父母の会 会長
	9	三戸呂 克美	明石頸髄損傷者の会 会長
ボランティア団体その他の地域福祉に携わる団体を代表する者	10	坂口 逸子	明石市ボランティア連絡会 会長
	11	山下 孝光	明石市社会福祉協議会 副理事長
関係行政機関の職員	12	砂川 佳之	明石公共職業安定所 次長
その他市長が特に必要と認める者	13	渡辺 信雄	公募市民
	14	高橋 幹夫	公募市民
	15	井上 尚美	公募市民
	16	上羽 浩正	公募市民

【明石市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会】

	氏名	団体・職名等
1	佐伯 文昭	関西福祉大学社会福祉学部 教授
2	濱田 昌範	あかし保健所 所長
3	四方 成之	明石障がい者地域生活ケアネットワーク 理事長
4	佃 正信	兵庫県精神保健福祉士協会 理事
5	松本 幸雄	明石市障害当事者等団体連絡協議会 会長
6	三木 直樹	明石市歯科医師会 理事
7	吉田 俊一	明石市医師会 理事

明石市障害福祉計画（第6期）
明石市障害児福祉計画（第2期）

発行年月：2021年（令和3年）3月

発行：明石市

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

編集：明石市 福祉局 生活支援室 障害福祉課

電話：(078) 918-1344

FAX：(078) 918-5244
